総務省 第2次回答

管理番号

125

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11 その他

提案事項(事項名)

林地台帳の作成・更新に関する事務について住民基本台帳ネットワークシステムを利用可能とする見直し

提案団体

福井市、福井県

制度の所管・関係府省

総務省、農林水産省

求める措置の具体的内容

森林法第 191 条の4に基づく林地台帳作成・更新事務において、相続等による新たな森林所有者情報を円滑に取得できるよう、住民基本台帳法別表に当該事務を追加し、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とすることを求める。

具体的な支障事例

市区町村は、意向調査や経営管理権集積計画の策定等において、対象となる森林所有者の氏名及び住所等を特定するために、森林法第191条の4に基づく林地台帳を基礎データとして活用している。

現在、当市における林地台帳の作成・更新は、法務局から提供された不動産登記簿情報や登記済通知書情報、課税部局から提供された固定資産課税台帳等の情報をもとに行っている。

しかしながら、課税されていない山林は、固定資産課税台帳では正確に確認できない場合があり、依然として戸籍謄本や住民票等の公用請求により、森林所有者の氏名及び現住所を特定し、林地台帳を更新している。また、森林所有者が転出をしている場合は、現住所を特定するまでにさらなる調査を行う必要がある。さらに、森林所有者が死亡している場合は、戸籍謄本、除籍謄本等を当該対象市区町村に対して公用請求を行い、法定相続人を調査する必要があり、林地台帳の更新に多くの業務時間を費やしている。当市においても特に事務負担の大きい市外への郵送請求は毎年度 150~200 件程度行っており、法定相続人が何代にもわたる場合や転籍等を繰り返すなど調査が長期化し、法定相続人全員の現住所の特定に8カ月を要した事例もある。

加えて、森林所有者特定のための公用請求に係る業務は、今後、全国的にもさらに増大していくことから、公用請求を受ける各市区町村の戸籍・住基担当課では、多大な事務量が過重な負担となる懸念がある。

なお、都道府県においても県有林を所管していることから、所有者の特定において、同様の支障が生じている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

森林所有者を特定する際の住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とすることで、森林所有者の本人確認情報(生存状況や現住所)を即時に確認し、公用請求に係る事務の効率化、省力化が図られ、速やかな林地台帳の更新につながる。

併せて、公用請求に係る請求側、請求を受ける側の双方の自治体の事務負担も大幅に軽減され行政の合理化 に資する。

根拠法令等

住民基本台帳法第30の9、第30条の10、第30条の11、第30条の12、第30条の15、住民基本台帳法別表第一から第六までの総務省令で定める事務を定める省令第2条、第3条、第4条、第5条、森林法第10条の7の2、第191条の4、第191条の5

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花卷市、秋田県、渋川市、新潟県、金沢市、長野県、可児市、下呂市、滋賀県、枚方市、広島市、熊本市

〇林地台帳の更新を登記情報等の照会により行っている。森林経営管理法に基づく意向調査や集積計画作成に当たって、林地台帳、登記情報により所有者調査を行っているが、数世代にわたって相続登記が行われていないため、公用請求により戸籍及び住民票を請求している。令和3年度の公用請求の実績は1127件に上っている。

〇当県においても、林地台帳更新のために各市町村が多大な労力を費やしており、業務の効率化を図ることは 非常に重要である。

各府省からの第1次回答

所有者不明土地対策として住民基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事務について調査を行ったところであり、その調査結果も踏まえつつ、ご提案の内容も含めた住民基本台帳ネットワークシステムの活用について、必要な対応を検討することとしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答において、「必要な対応を検討することとしたい」とされているが林地台帳の作成・更新に関する事務の住基ネットの活用を含め、幅広く住基ネットの利用を可能とする方向で検討すると理解してよいか。

また、その場合、具体的に住基ネットを利用可能とする事務の範囲や今後のスケジュールについて御教示いただきたい。

本提案内容や所有者不明土地対策として住基ネットの活用が想定される事務についての調査結果等を踏まえた上で、林地台帳の作成・更新に関する事務の住基ネットの活用を含む幅広い事務において住基ネットの利用を可能とする制度改正を前向きに進めていただきたい。

加えて、地方公共団体等の事務負担の軽減や事務の迅速化及び住民サービスの向上に資するため、住基ネットの利用範囲の拡大を幅広に行うよう検討を進めていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

_

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

第1次ヒアリングにおいて、提案を実現する方向で検討する旨の説明があったが、多くの共同提案団体及び追加共同提案団体から支障事例が示されており、地方公共団体等の事務負担の軽減や事務の迅速化及び住民サービスの向上に資するためにも、住基ネットの利用範囲の拡大を幅広に行うよう、速やかに検討を進めていただきたい。

各府省からの第2次回答

森林法に基づく林地台帳作成・更新事務について、住民基本台帳ネットワークシステムを利用可能とするための必要な措置を講じることとしたい。

加えて、所有者不明土地対策として住民基本台帳ネットワークシステムの活用が想定される事務について、関係府省に調査及びヒアリングを行ったところであり、事務の内容を精査した上で、住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲を拡大することについて検討し、必要な措置を講じることとしたい。

総務省 第2次回答

管理番号

126

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11 その他

提案事項(事項名)

地方税法に基づく登記所から市町村長への通知に係るオンラインによる提供について市町村の林務部局でも提供を受けることを可能とすること及び相続登記義務化に伴う森林土地所有者の変更届出の見直し

提案団体

福井市、福井県

制度の所管・関係府省

総務省、法務省、農林水産省

求める措置の具体的内容

地方税法に基づく登記所から市町村長への通知に係るオンラインによる提供について、市町村の税務部局に限らず、林務部局でもオンラインで提供を受けることを可能とすることで、森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する登記情報を、林務部局が、税務部局を介さず直接取得できることとすることを求める。

また、令和6年4月施行の不動産登記法改正により相続登記の申請が義務化された際には、登記手続がされた森林所有者の変更について、森林法第 10 条の7の2第1項に基づく市町村長への届出を不要とすることを求める。

具体的な支障事例

現在、地方税法に基づく登記所から市町村長への通知に係るオンラインによる提供については、市町村の税務 部局のみがその提供を受けることが可能となっていると理解している。当市では、登記所から通知された登記情 報のうち森林所有者等に関するものについて、森林法第 191 条の2第1項に基づく内部利用のため、税務部局 がエクセルデータを作成し林務部局に送付している。そのため、税務部局においてエクセルデータの作成等事 務負担が生じているほか、林務部局においては、新たな森林の土地の所有者情報の把握に時間を要し、速や かな変更手続事務の履行ができずにいる。

また、令和6年4月施行の不動産登記法改正により相続登記の申請が義務化されることで、相続による森林所有者等の変更に関する情報は必ず登記所から取得できるようになるため、相続による森林所有者の変更の場合は、森林法第 10 条の7の2第1項に基づく市町村長への届出は不要となると考える。また、売買や贈与等による森林所有者の変更の場合も、登記手続きがなされていれば森林法第 191 条の2第1項に基づく内部利用を活用することで、相続と同様に登記所から情報を取得することができる。現在当市では年間約 100 件の届出があるが、もし相続登記の申請義務化後もこの届出義務を存置すれば、森林所有者にとっては二重の手続が義務付けられることとなるとともに、市町村にとっては届出に係る事務負担が引続き発生することとなる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地方税法に基づく登記所から市町村長への通知に係るオンラインによる提供について市町村の税務部局に限らず林務部局でもオンラインで提供を受けることが可能となれば、林務部局における迅速かつ効率的な登記情報取得に繋がり、森林管理業務を円滑に進めることができる。

また、相続登記の申請が義務化された後に、相続による森林所有者の変更の場合に限って森林法第 10 条の7 の2第1項に基づく市町村への届出を不要とすることで、森林所有者にとっては二重の手続が解消されるとともに、市町村にとっても届出に係る事務処理がなくなることから、双方にとって事務負担の軽減となる。

加えて、市町村から都道府県への森林所有者の迅速な情報提供や、都道府県における情報の整理・更新・市町村への更新データの提供の円滑化も図ることができる。

根拠法令等

森林法第 10 条の7の2第1項、第 191 条の2第1項、森林法施行規則第7条、不動産登記法第 59 条、第 76 条の2(令和6年4月施行の改正法で新設)、地方税法第 382 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、秋田県、郡山市、桶川市、新潟県、金沢市、長野県、豊田市、滋賀県、枚方市

〇森林の土地の所有者届出書制度が創設された理由は、森林整備に不可欠な森林の土地の所有者の把握を 進めることであると認識している。しかし、当市の林地台帳の整備においては、税務部局から課税情報を取得し 更新を行っているため、森林の土地の所有者届出書の情報を反映させていない。

また、当市における森林の土地の所有者届出書の届出件数は 180 件であり、案内や処理に時間を要し業務負担となっている。森林所有者にとっても、法務局へ登記したにもかかわらず、同様の届出を作成し提出することは、二重の負担となっている。

各府省からの第1次回答

登記情報に変更があるたびに登記所から変更情報を通知するものではないが、不動産登記情報そのものについては、現行制度においても、森林法第 191 条の2第2項の規定に基づき、市町村の林務部局は、森林法の施行のため必要があるときは、登記所から税務部局を介さず直接、必要な登記情報の提供を求めることが可能となっており、また、「登記情報等の電子データによる提供について」(平成 23 年9月1日付け林野庁計画課長通知)のとおり、登記所から登記情報そのものについては電子データによる提供も可能となっている。

なお、現在の運用では、森林法第 191 条の2第1項の規定に基づき、「森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等について」(平成 23 年4月 22 日付 23 林整計第 26 号林野庁長官通知)により、市町村の林務部局は、税務部局から、森林所有者等に関する登記情報(登記所が税務部局に提供したもの)を取得することが可能となっているところ、当該林野庁長官通知に基づく市町村内の内部利用に、いかなる不都合、隘路が生じているのかが具体的に明らかでなく、その課題や解決策を検討することができないため、内部利用の際の具体的不都合、隘路の内容をご教示いただきたい。

また、森林法第 10 条の7の2第1項に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出(以下「森林所有者届出」という。)については、同法に基づく行政指導等を的確に行うため、市町村が森林の土地の所有者の実態を迅速に把握する必要があることから設けられているものである。このため、令和6年から義務化される相続登記の申請期限は3年である一方、森林所有者届出の期限は90 日としているところであり、森林所有者届出を廃止すれば、森林の土地の所有者の実態把握に支障を生じるため、困難である。さらに、相続登記は義務化されるものの、その他の登記は申請時期も含めて引き続き任意であることを踏まえれば、森林所有者届出を廃止すれば、森林の土地の所有者の実態把握に支障を生じるため、困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

森林法第 191 条の2第2項に基づき、登記所から登記情報の電子データによる提供を受けることも可能ではあるが、提供依頼に当たって紙ベースの申出書と記録媒体(CD-R、USBメモリ等)を管轄登記所に提出することとなっており、提供依頼に係る事務負担や記録媒体の紛失のリスクが生じるため、当市においては、地方税法に基づいて登記所から市町村長へ通知される登記情報を活用している。

内部利用における具体的不都合、隘路としては、まず、税務部局から林務部局へのデータ提供を可能にするためには、登記所から提供された登記情報を市町村税務システムに取り込む必要がある。登記所の登記システムと市町村税務システムの仕様の違いによりデータ連携が困難であるため、取り込み作業は手入力で行っており、当市の場合、税務部局の職員が所有者、住所、地番、登記年月日等のデータを入力している(30 時間程度/週)。

また、「相続登記義務化に伴う森林土地所有者の変更届出の見直し」について、森林所有者届出のすべての廃止を求めるものではなく、相続登記義務化後、森林所有者届出期限である 90 日以内に相続登記を済ませた森林所有者については、森林所有者届出を不要とすることで、申請者の負担軽減を図ることが提案の趣旨である。このことから、ご指摘の相続登記と森林所有者届出との申請期限のズレにより実態把握が困難になるような事態は生じえないと考える。さらに、相続以外の登記手続についても、所有権登記がなされた場合には同様に把握が可能であることから、この場合も森林所有者届出を不要とすることが可能であり、申請者の負担軽減に

資すると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

_

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

【全国町村会】

提案団体及び関係省庁間での情報共有及び引き続き協議いただくことを期待する。

各府省からの第2次回答

森林法第 191 条の2第2項及び「登記情報等の電子データによる提供について」(平成 23 年9月1日付け林野庁計画課長通知。以下「林野庁計画課長通知」という。)の規定に基づき、登記所へ登記情報の電子データでの提供を求めるに当たっては、書面による申出と記録媒体を管轄登記所に提出する必要があることが支障とのことであるため、林野庁計画課長通知を令和4年 10 月までに 改正し、オンラインによる電子データの提供を可能とする予定。

森林の土地の所有者となってから90日以内に登記を済ませた者について森林所有者届出を不要とすることに関しては、市町村が森林法に基づく行政指導等を的確に行うためには、90日以内に森林の土地の所有者の実態を把握する必要があるところ、現状、90日以内に登記された情報のうちの相当量について市町村の林務部局が入手するには90日を超える日数を要すると考えられ、森林の土地の所有者の実態把握に支障を生じるため、困難である。

総務省 第2次回答

管理番号

129

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09 土木・建築

提案事項(事項名)

市町村の空家対策所管部局が福祉部局から空家等所有者等に関する情報提供を受けられる旨及び福祉部局による空家等所有者等に関する情報提供が地方公務員法第34条の守秘義務に抵触しない旨の明確化

提案団体

大阪府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

総務省、厚生労働省、国土交通省

求める措置の具体的内容

市区町村の空家対策所管部局が空家等所有者を円滑に特定し、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)第 12 条に基づく情報提供等及び同法第 14 条に基づく措置を円滑に行えるよう、市区町村の空家対策所管部局が空家法第 10 条に基づいて福祉部局から空家等所有者等に関する情報提供を受けられる旨及び福祉部局による空家等所有者等に関する情報提供が地方公務員法(以下「地公法」という。)第 34 条の守秘義務に抵触しない旨を、ガイドライン等において明確化することを求める。

具体的な支障事例

市区町村は、空家法第10条に基づき、空家等所有者を特定するために住民票や固定資産課税情報を利用することができる。

しかしながら、住民票の異動がなされておらず住民票記載の住所が居所でない場合(例えば住所地が空家のままなど)や、空家に課されている固定資産税額が免税点未満であって課税情報を取得できない場合には、住民票や固定資産税課税情報だけでは所有者の居所を特定できない。

このような場合には、介護保険、国民健康保険、生活保護の情報や地域包括支援センターが有する情報により、所有者の居所を特定できることがあるが、地公法第34条の守秘義務に抵触するおそれがあることなどを理由に、空家等所有者等に関する情報提供を受けられないことがあり、危険な空家に対して当該所有者等への空家法に基づく改善依頼や勧告等を行うに当たっての支障となっている。

実際に、府内の1市において、福祉部局へ空家等所有者等に関する情報提供を求めた事例が3件あるが、その3件全てについて情報提供を受けられなかった事例がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

市区町村の空家対策担当部局が福祉部局から空家等所有者等に関する情報を確実に取得できるようになり、住民票の住所が実態を反映していない場合や住民票が職権削除されている場合であっても、市区町村の空家対策担当部局が福祉関係情報を活用して空家等所有者を特定し、空家法に基づく措置を講じることができるようになることで、特定空家等の迅速な解消、ひいては住民の安全安心の確保に繋がる。

根拠法令等

空家等対策の推進に関する特別措置法第 10 条、第 12 条、第 14 条、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針ー3(3)、「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)第1章3(1)、地方公務員法第 34 条

いわき市、ひたちなか市、八王子市、川崎市、松本市、浜松市、豊田市、高槻市、八尾市、寝屋川市、西宮市、広島市、山陽小野田市、久留米市、熊本市、大分県

- 〇当市においても、過去に他市の福祉部局から空家所有者等に関する情報提供を拒否されたことがあるため、 前向きに検討していただきたい。
- 〇当市においても住民票を置いたまま施設入所されていると思われる案件は多数あり、福祉部局に照会をした事例がある。施設入所していることの回答は得られたが、入所施設名や緊急連絡先である親族等に関する情報提供までは受けられなかった。そのような経緯をふまえ現在の対応としては、親族や施設に転送されることを期待して住所地(空き家所在地)に文書送付する、もしくは住民票情報等により親族が判明した場合は、親族に事情を聞くなどケースバイケースで対応しているが、時間がかかるうえ事務負担も大きい。提案のとおり、福祉部局が保有する情報が活用できることは、事務負担の軽減及び危険な状態の迅速な解消に繋がり、必要性は非常に高いと考える。
- 〇空き家や住宅の所有者の高齢化が続くなか、住民票を異動しない施設入所の場合や、空き家所有者に後見 人がついている場合など、福祉関連の情報があれば所有者の居場所の特定や関係者との接触が容易となり、 空き家対策を効果的に進めることが可能となる。
- 〇住民票上は空家の住所のまま、所有者等の所在不明である状態が時々ある。また、空き家となった要因として、所有者が施設に入ったという事例もよくある。情報を共有することで、空き家対策の一助になると考える。
- 〇空家等について苦情を受けた際、所有者に接触するため、所有者調査を行うが、所有者が高齢のため、住民登録や固定資産税課税台帳上の住所を自宅から変更せず、施設に入所していることがある。この場合、不動産登記情報、住民登録情報、固定資産税課税情報では所有者と接触することができず、近隣住民からの情報で施設に入所していることは分かっても、具体的な入所施設までは分からないことが多く、また、福祉部局から所有者の入所施設の情報を得ることもできないため、対応に苦慮することがある。
- 〇当市においても管理不良な状態の空家に係る所有者調査で固定資産税課税情報を利用しているところであるが、所有者が高齢者施設に入所している場合などでは住所地が空家所在地のままになっていることも多く、固定資産税課税情報だけでは、所有者の所在が不明で連絡が取れないケースも多い。このような場合に、福祉部局など市の他部署で把握している所有者の情報を活用することができれば、早期に空家所有者の所在を確定することができ、迅速な空家に係る措置を講じることができると思われる。

各府省からの第1次回答

地方公務員法第34条第1項において、「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。」とされているが、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項においては、「市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる」とされていることから、同項に基づく、同項に規定する情報の利用に関しては、地方公務員法第34条第1項との関係で問題とならないと解される。

提案にある介護保険、国民健康保険、生活保護に係る情報や、地域包括支援センターが有する情報に関してどのような情報が空家等対策の推進に関する特別措置法の目的を達成するために必要であるかを検討し、それぞれの情報に関する法律を所管する厚生労働省等とも連携して、必要に応じた対応を検討する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

市町村の福祉部局や地域包括支援センターからの情報提供については、「地方公務員法第34条第1項との関係で問題とならないと解される」とのことだが、現行のガイドライン等ではその解釈が明確になっていないことから、市町村の空家対策所管部局が市町村の福祉部局、地域包括支援センター、後期高齢者医療広域連合から必要な情報提供を受けられないことがある。住民票、戸籍、固定資産税の課税情報などで所有者の居所を特定できない場合に福祉部局等が保有する情報を取得できないことが、市町村が危険な空家に対して当該所有者等への空家法に基づく改善依頼等を行うに当たっての支障となっているため、「空家法第10条に基づく福祉部局等から空家対策所管部局への情報提供は地方公務員法第34条第1項の守秘義務に反しない」旨をガイドライン等において明確化していただきたい。

また、後段において「必要に応じた対応を検討する」とされているが、介護保険、国民健康保険(後期高齢者医療を含む)、生活保護に係る情報や、地域包括支援センターが有する情報に関して、情報提供を受けられる旨を

ガイドライン等において明確化されるとの認識でよいか。その場合、具体的なスケジュールを御教示いただきたい。

市町村が空家対策を推進するには所有者の特定が必須であり、空家法第 10 条によって市町村の空家対策所 管部局が介護保険等に係る情報や地域包括支援センターが有する情報を取得できる旨及び情報提供をしても 守秘義務違反とはならない旨をガイドライン等で明確化することが特定空家等の迅速な解消、ひいては住民の 安全安心の確保につながることをお含み置きいただいた上で、必要な対応を検討願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

_

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

各府省からの第2次回答

第1次回答のとおり、空家等対策の推進に関する特別措置法第 10 条第1項によって、同項に基づく、同項に規定する情報の利用に関しては、地方公務員法第 34 条第1項との関係で問題とならないと解されるため、本件解釈については通知等によって示すこととしたい。

さらに提案にある介護保険、国民健康保険、生活保護に係る情報や、地域包括支援センターが有する情報に関してどのような情報が空家等対策の推進に関する特別措置法の目的を達成するために必要であるかを検討し、関係府省等と連携して空き家対策担当部局及び福祉関係部局に対して周知することとしたい。

総務省 第2次回答

管理番号

143

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11 その他

提案事項(事項名)

マイナンバーを活用して、行政手続に係る手数料等の口座引落を可能とすること

提案団体

広島県、宮城県、広島市、愛媛県

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

マイナンバーを活用した特定公的給付における預貯金口座の登録制度が開始することから、同様に、マイナンバーを活用して、行政手続に係る手数料等を、事前に登録した口座から引き落とすことが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を改正する等、必要な環境整備を求める。

具体的な支障事例

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年 12 月 24 日閣議決定)にも盛り込まれている、行政手続におけるキャッシュレス化の推進に向け、本県においては、行政手続における手数料等について、クレジットカード等による電子納付を可能とする予定であるが、クレジットカードや QR コードによる決済手段を持たない申請者は、メリットを享受できないほか、当県においても、指定納付受託者の指定や決済手数料等の支払いが必要となり、一定の負担が生じる。

(背景)

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正により、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの」での利用が可能となった。これにより、預貯金口座の登録等がなされることから、この情報を活用し、行政手続に係る手数料等の引落を可能とすることで、住民サービス向上、業務効率化を図りたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

申請者が、手数料等の納入のために金融機関や県の窓口を訪問する必要がなくなる。 また、クレジットカード決済や QR 決済と異なり、地方公共団体において、指定納付受託者の指定や決済手数料 等の支払いが不要となる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1、別表第2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

新潟県、高松市、大牟田市、宮崎県

Γ			
	_		
L			

各府省からの第1次回答

公金受取口座登録制度(口座登録法)は、公的な給付の迅速かつ確実な実施を目的とするものであり、行政手続の手数料等の引落しへの利用は本制度とは趣旨・目的を異にするものと考えます。

なお、口座引落しを可能とするためには、行政機関が口座情報の提供を受けるだけでなく、国民と金融機関、金融機関と行政機関の間での個別の契約締結等が必要となります。

このため、本制度において対応することは困難と考えられます。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現行の公金受取口座登録制度(口座登録法)を活用しての対応が困難なことについては承知しているが、国民にとっての利便性向上、行政機関にとってのコスト削減につながるものであり、また、マイナンバーカード取得の契機にもなると考えられることから、同制度にとらわれない新たな制度検討をお願いしたい。例えば、金融機関と行政機関の間の契約を事前に結んだ上で、利用者が行政手続にかかる引落口座を登録しておき、電子申請の際に、口座情報の把握のために申請者からマイナンバーを提供いただくことで引落を行う制度とすれば、引落を了承した申請を行う時点で双方の意思の合致があるとみなすことができると考える。このように、行政手続の手数料等支払の際に電子的に口座情報を提供できる環境の整備のため、新たな法整備等の必要な措置を検討いただきたい。

なお、1次回答中の「国民と金融機関、金融機関と行政機関の間での個別の契約締結等が必要」との御指摘については、現行の預金口座振替制度を前提としたものであり、上記法整備等による新たな口座振替スキームの構築が可能となる場合には、処理がスムーズになるよう、一般社団法人全国銀行協会とも連携を図ったうえでの検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

_

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

公金受取口座登録制度は、公的な給付の迅速かつ確実な実施を目的とするものであり、本趣旨・目的を異にする行政手続の手数料等の引落しへの利用は、慎重な検討が必要であると考えます。

総務省 第2次回答

管理番号

144

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06 環境・衛生

提案事項(事項名)

産業廃棄物処理業許可申請書類における住民票及び登記事項証明書についてマイナンバー情報等により電子上での確認を可能とすること

提案団体

広島県、宮城県、広島市、愛媛県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、法務省、環境省

求める措置の具体的内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める産業廃棄物処理業許可申請にあたり、登記事項証明書又は住民票の写しの書面提出によらずに、例えばマイナンバー制度における情報連携等により電子上での内容確認が可能となるよう、必要な措置を講じること。

具体的な支障事例

廃棄物処理業許可にあたり、法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票の写しを添えなければならないと施行規則に規定されおり、申請者が各行政窓口で取得し、書面を提出する必要がある。また、これにより電子申請への移行が困難となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

申請に当たって、添付書類が少なくなるほか、申請者による書類の取得作業がなくなるなど、申請者、行政双方の効率化が図られる。

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条、第 14 条の4、第 15 条、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行規則第9条の2、第 10 条の4、第 10 条の 12、第 10 条の 16、第 11 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

青森県、さいたま市、清瀬市、川崎市、静岡県、熊本市、大分県

〇住民票や登記事項証明書の内容をもとに市町等への欠格照会を行っている。申請者、行政双方の効率化、審査の迅速化のためには、マイナンバー等により欠格事項への確認ができるよう、必要な措置を講じていただきたい。(R3欠格照会:年17.000件超)

各府省からの第1次回答

登記事項証明書については、令和4年度中に一部の地方公共団体を対象に登記情報連携の先行運用を開始することとしており、また、令和5年度までに、登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析を実施することとしている。こうした登記事項証明書の添付省略に関する全体的な取組の中で、御要望への対

応について必要な検討を行うこととする。

住民票については、氏名・住所等を確認するとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行規則で定める許可の欠格要件に該当しないかどうかを審査するための犯歴照会を可能とする目的で本籍の記載のある住民票の写しの提出を求めている。欠格要件の犯歴照会には個人を特定する情報として番地までの本籍情報が必要であるところ、マイナンバー制度における戸籍情報連携においては、個人を特定する情報としての本籍地の情報を連携できず、市町村コードまでに限られるため、現時点では対応が困難であるが、本籍地の確認を可能とする他の手法を含め必要な検討を行う。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

登記事項証明書について、登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析を踏まえ、要望対応をご検討いただけるとのことで、よろしくお願いする。

本籍地情報の入手にあたっては、免許証とマイナンバーカードの統合(2024年度末予定)を契機とし、マイナンバーカードを活用して情報入手を可能とする等の制度構築に期待しているところである。現時点で住民票の写しの添付については、本籍地取得の目的に鑑み、現時点での対応が困難な旨は理解するが、国民負担の軽減のため、ご回答のとおり、本籍地の確認を可能とする他の手法を含め、既存の枠組みにとらわれない柔軟な発想による検討を進めていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

登記事項証明書については、第1次回答で提示した方針のとおり御要望への対応について引き続き検討を行う。

住民票の写しの書面提出については、本籍地の確認を可能とする他の手法を検討することを含め、廃棄物処理法における手続き全体について多角的な視点から手続きの合理化の検討を行う。

総務省 第2次回答

管理番号

147

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11 その他

提案事項(事項名)

国による最高裁判所裁判官国民審査投票用紙の印刷原稿作成及び各都道府県選挙管理委員会への提供

提案団体

広島県、宮城県、広島市、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙について、各都道府県選挙管理委員会がそれぞれ印刷原稿を作成するのではなく、国において印刷原稿を作成し、各都道府県選挙管理委員会に提供するよう見直しを求める。(各都道府県選挙管理委員会は、国が作成した印刷原稿に基づき、投票用紙を印刷する。)

具体的な支障事例

当県において、令和3年 10 月の第 25 回最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙について、審査対象裁判官 11 名のうち1名の氏名を誤記した印刷原稿を作成し、それにより印刷したものを市町へ配付した。

その後、県内市町の選挙管理委員会からの指摘により印刷誤りが発覚したため、改めて正しい氏名に修正したものを印刷し、市町へ再配付した。

印刷誤りの投票用紙が投票に使用されることはなかったものの、印刷誤りにより、追加の経費負担が生じることとなった。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

各都道府県選挙管理委員会が原稿を作成・確認することが不要となり、事務の正確性と効率化が期待できる。

根拠法令等

最高裁判所裁判官国民審査法第 14 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

茨城県、三重県、滋賀県

〇在外選挙人への国政選挙の投票用紙は、国において印刷し、地方および在外公館へ送付している現状がある。また、在外邦人に最高裁裁判官の国民審査で投票を認めていない国民審査法について違憲とした令和4年5月の最高裁判決も踏まえると、今後は在外邦人に対する最高裁国民審査の審査用紙を、国において印刷し地方および在外公館へ送付する必要が生じてくると考えられる。国において審査用紙を印刷するのであれば、その印刷原稿(データ)を各都道府県へ送信することは可能であると考える。原稿は、選挙管理委員会名や印影だけの校正となり、各都道府県における裁判官名の校正や、読み取り機での読み取り可否に関する調整時間が省けることになり、非常に有効な事務と考える。

〇投票用紙は、各種選挙機器メーカーの既存機器が対応できること、印刷業者が対応できることも考慮して仕様を作成しているため、国内の全機器メーカー、印刷業者が対応可能な仕様であることが必要不可欠である。

その点を踏まえつつ、提案の実現をしてほしい。

各府省からの第1次回答

最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙については、左にあるように、各都道府県選挙管理委員会において地域の実情に応じて仕様を作成し、印刷しているものと承知しており、同時に実施される衆議院議員総選挙と同様に、印刷原稿の作成も各都道府県選挙管理委員会において印刷と一貫して行われる必要がある。

なお、最高裁判所裁判官国民審査法第4条の2の規定による審査予定裁判官の氏名等の通知については、裁判官の氏名をコピー・ペーストにより印刷原稿に転記することが可能な形式(PDF 形式)で提供しているが、他のファイル形式での送付など、各都道府県選挙管理委員会の利便性に更に配慮してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現状においては、在外選挙人への国政選挙の投票用紙は、国において印刷し、地方及び在外公館へ送付されていることから、国民審査の投票用紙についても、必ずしも地域の実情に応じて仕様を作成しなければならないような性質のものではないと考える。

また、令和4年5月の最高裁判決も踏まえると、今後は在外邦人に対する最高裁判所裁判官国民審査の審査 用紙を、国において印刷し、地方及び在外公館へ送付する必要が生じてくると考えられることから、これに併せ て国において印刷原稿を作成し、各都道府県選挙管理委員会に提供することは可能かつ合理的と考える。 なお、転記可能なファイル形式や他のファイル形式での提供があったとしても、各都道府県選挙管理委員会で 印刷原稿の作成・確認をしなければならないことは変わらないため、利便性が向上することにはならない。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙については、規格、片面・両面印刷の別、公印の記載場所等、選挙機器や印刷業者等の事情により、都道府県選挙管理委員会ごとに違いがあるものと承知しており、仮に印刷原稿を総務省が作成し各都道府県選挙管理委員会に提供したとしても、各団体において印刷原稿を改めて作成する必要が生じることが想定される。このため、投票用紙の調製については、印刷原稿の作成が印刷と一貫して行われるべきものであり、すなわち、同時に実施される衆議院議員総選挙と同様に、投票用紙の調製も各都道府県選挙管理委員会において行われる必要がある。

第1次回答のとおり、審査予定裁判官の氏名等の通知の際に送付するファイル形式を見直すことで、各都道府 県選挙管理委員会の利便性に配慮してまいりたい。

なお、在外選挙に係る投票用紙について総務大臣が作成することとしているのは、各国の在外公館に交付する 必要があるため、また、各市町村選挙管理委員会においては相当早い時期から準備する必要があり、交付す べき投票用紙の枚数を考慮すると総務大臣において一括して作成し必要枚数を各団体に交付することが最も 効率的かつ確実であるためである。

総務省 第2次回答

管理番号

150

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11 その他

提案事項(事項名)

普通交付税算定に係る地方債同意等額の基礎数値の把握時期・方法の見直し

提案団体

広島県、宮城県、愛媛県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

普通交付税基礎数値のうち、地方債同意等額の把握時期・把握方法の改善のために、数値の把握時期を現在の5月下旬から6月上旬に変更し、数値の把握について、現在総務省地方債課が照会している「発行状況調」を同省交付税課と連名で調査(普通交付税算定も念頭においた調査)とすること。

具体的な支障事例

普通交付税の算定にあたり総務省交付税課が、基礎数値として地方債同意等額を調査しているが、提出期限が例年5月下旬となっている。ここでいう地方債同意等額は、厳密には借入額であり、5月31日の発行期限を待たないと正確な数値は把握できないが、提出期限がそれよりも早いため、やむなくその時点での見込みで提出している。(一方で、地方債課の発行状況調は6月上旬の期限であり、正確な数値が報告可能となっている。)このため、同意等額と実際の借入額に差が出た場合は、後年度の交付税検査で錯誤措置となり、交付税を精算する必要が生じ、事務負担となっている。また、このことが錯誤措置が増える要因ともなっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

交付税検査での錯誤措置の減少し、また、交付税課、地方債課にそれぞれ同内容の数値を報告しているという 事務負担が軽減する。

根拠法令等

令和4年度普通交付税及び地方特例交付金の額の算定に用いる基礎数値等について(照会)(令和4年4月6日付け総財交第37号総務省自治財政局交付税課長通知) 令和3年度の協議、届出又は許可に係る地方債の発行状況等について(照会)(令和4年4月12日付け総務省自治財政局地方債課、公営企業課、財務調査課事務連絡)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、いわき市、茨城県、東大和市、新潟県、稲沢市、京都府、府中町、山口県、高松市、高知県、長崎市、宮崎県

〇現在の事業費補正の県提出のタイミングは実際には発行額が未確定の状況となっている。また、借入事務と 起債計画作成事務と普通交付税算定事務を同時併行での作業となっているため、チェック体制が十分にとれない状況が見られる。

〇前年度同意等を行った地方債については出納整理期間中に借入を行う団体が多く、利子等が確定しない段

階で普通交付税の基礎数値の報告締切となるため、後年度の錯誤措置の対象になることが多い。

〇提出期限が例年5月下旬となっているため、市町村から県市町村課への報告期日はさらに前となっている。 そのため、一旦見込の数値を作成し、決算額が固まり次第、短期間で更新するという作業を取っており、事務量が多くなってしまっている。

各府省からの第1次回答

地方交付税は、地方団体の予算執行や補正予算の編成等、財政運営上の見地から、可能な限り早期に交付決定を行うことが必要である。そのため、地方交付税法第 10 条3項において、普通交付税の額については遅くとも8月 31 日までに決定しなければならないとされているところ、地方団体の財営運営に資するよう、基本的に7月中に交付決定を行っている。

ご指摘の地方債同意等額の基礎数値の報告期限は、上記の状況を踏まえて5月下旬頃と設定しているものであり、出納整理期間中の借入見込みも含めて全地方団体からもスケジュール通りにご報告いただいているところであるため、現状以上に報告時期を後ろ倒しにすることは交付決定日の遅延や算定事務作業の期間短縮によるミスにつながり、全国の地方団体の財政運営に支障をきたす恐れがある。

一方で、地方債課が照会している「発行状況調」は、地方債の発行状況等を全国的な統計データとして整理するためのものであり、出納整理期間後の正確な数値の報告が必須である。また、調査の趣旨や項目も普通交付税の基礎数値照会とは必ずしも一致せず、調査の一本化はかえって地方団体の事務の煩雑化を招きかねないと思われる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地方債課が照会している「発行状況調」と普通交付税基礎数値照会の趣旨や項目が必ずしも一致しないのは承知しているが、地方債課が照会している「発行状況調」には、調査要領 4留意事項(1)の中で、総務省自治財政局交付税課から照会「令和4年度普通交付税及び地方特例交付金の額の算定に用いる基礎数値等について」で報告する額と突合の上、記入することとの記載がある。

当県もこれに従い、可能な限り突合作業をしているが、5月下旬頃に借入見込みも含めてスケジュールどおりに報告する数値と、出納整理期間後の正確な数値を突合させることは、現実的に困難である。

調査の一本化が困難であることは理解できるが、この提案の趣旨を理解いただき、交付税検査の錯誤措置の減少につながるよう、普通交付税の交付決定期限が8月31日までということであれば、交付税基礎数値の報告時期を2週間程度後ろ倒しにするなど何らかの改善策を講じていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【高知県】

7月中の交付決定を前提とした場合における地方債同意等額の基礎数値の把握時期を5月下旬から6月上旬に変更することによる「各団体の錯誤の減少、事務の軽減」と「貴省の算定事務作業の期間短縮によるミスの発生等」との比較考量であるため、本年度の結果等を検証するなど、効率化に向けて引き続き検討をお願いしたい。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

地方団体の財政運営上の見地から、当該年度の事業の執行に支障が生じないよう、できる限り早く交付額を把握したいとの声があることから、普通交付税の決定時期は早ければ早いほどよく、また、地方団体から、①9月補正予算の編成のために7月末までに交付額を把握したい、②8月に交付決定がされると臨時財政対策債の8月発行に支障がある、③翌年度の予算編成に必要な資料の作成のため、7月中に交付決定してほしい、等の声もあり、基本的に7月中に交付決定を行う必要があると認識している。したがって、現状以上に報告時期を後ろ倒しにすることは、全国の地方団体の財政運営に支障をきたす恐れがあり、困難である。

普通交付税算定における地方債関係の基礎数値の根拠は、各地方団体が整備する公債台帳であり、報告後に 総務省と地方団体との間で基礎数値の入念な確認や修正作業等を行う必要があるため、全体の算定スケジュ ールも参酌しつつ、そうした作業が実施可能な報告期日を設定している。 また、地方債同意等額の基礎数値について、「発行状況調」を報告いただく前に修正が行われた場合は、「発行状況調」において報告する実発行額と修正後の基礎数値を突合した上で、引き続き適切に記入いただきたい。

総務省 第2次回答

管理番号

156

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

08 消防・防災・安全

提案事項(事項名)

消防水利の基準における水道管の緩和要件の追加

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

消防水利の基準(昭和39年12月10日消防庁告示第7号)第3条における消火栓を設置する水道配管について、「地域の実情に応じて減径することができる。」を追加するなどの改正を行い、消火栓の設置要件に係る水道配管の管径を緩和できるようにすること。

地域の実情の一例

【例1】水道局のシミュレーションによって、減径後の給水量が、従来の給水量を確保可能と判断した場合 【例2】出動体制において一定の水量が確保されている場合

(※減径後の給水量を従来の基準の半分と仮定する場合、1次出動で合計タンク水量が 10トン以上かつ圧縮 泡空気泡消火装置が装備された消防車が出動する場合は、不足分の 20トン相当を消防車から放水が可能)

具体的な支障事例

高度経済成長期に布設された水道管路は、人口増加という時代背景から、実際の給水量に対して余力を持った管径で布設されている。水道管の更新にあたり、給水人口の減少に伴い適正な管径を算出した場合、ダウンサイジングを余儀なくされる。水道事業会計の観点では、適正な管径で布設することは、コスト削減に繋がる。また、過剰な管径での布設は、管内に水を長時間滞留させ、いわゆる「死に水」が発生する原因となっている。一方で消防水利の基準においては、「消火栓は、呼称 65 の口径を有するもので、直径 150 ミリメートル以上の管に取り付けられていなければならない。」とされており、ダウンサイジングにより管径が小さくなった場合、消火栓が消防水利の基準を満たすことができなくなる。

消防庁は、「消防水利の整備促進強化について」(平成 29 年 11 月 24 日消防消第 272 号)において、2037 年までに消防水利の整備率 100 パーセントを長期目標として掲げており、主な人工水利において約 78%を占める消火栓は(令和3年4月1日現在)、消防水利の整備率の維持、向上には欠かせない施設となっている。

以上のことから、水道局からの水道管のダウンサイジングに係る要望に対し、消防局(本部)は、56 年前の科学的根拠に基づく消防水利の基準により、整備率を維持するため、ダウンサイジングは認められないと回答をせざるを得ないといった支障がある。

また、従来から水道管が基準に適合しない地域は、防火水槽の設置に頼らざるを得ず、用地取得やコスト面において、消防行政の負担となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地域の実情に応じて水道管の減径を認めることで、水道管更新のコスト削減、水資源の適正利用等、水道の基盤強化に繋がる。

また、改正前の基準では水利の基準に適合しない消火栓を、水利の基準に適合する消火栓とすることが可能となり、消防水利の整備率の向上に繋がる。

これらは、水道管路の減径と消防水利の確保という分野横断的な相反関係を解決し、持続可能な安全・安心な

地域社会の創生に資することができる。

根拠法令等

消防水利の基準(昭和39年12月10日消防庁告示第7号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

高崎市、横須賀市、江南市、稲沢市、京都市、大阪府、八尾市、嘉麻市、長崎市、熊本市、北見地区消防組合

- ○適正な口径により配水管の整備を行っているが、今後、現行ルールにおける消防水利への配慮が口径を縮 小する際の課題となるケースが生じる可能性がある。
- ○当市でも同様の問題に直面しており、消防水利の整備率向上があまり見込めていない状況である。
- 〇当局管内では、地域特性から直径 150mm以上という基準で全ての消火栓を設置することは困難であるため、直径 100mm以上とし、対応している。
- 〇消防水利が乏しいなどの理由から、新たな消防水利の設置を余儀なくされている地域において、防火水槽の設置が困難な場合には、既存の配水管が、消防水利の基準に適合していなくても、消火栓を設置している。また、配水管のダウンサイジングにより消防水利の基準に適合しない消火栓となっている箇所も発生している。そのため、現在の水利基準では、消防庁の示す目標数値に近づけることは困難であることから、消火栓の設置要件に係る配水管の管径を地域情勢等に合わせて緩和ができるようにすることは妥当と考える。
- 〇減少傾向にある料金収入、増えつつある更新需要(耐震化)といった求められる施設機能向上等により経営 状況が厳しくなっており、水道施設の更新・耐震化を進めるにあたっては、「健全かつ安定的な事業運営が可能 な水道(持続)」を目指した効率的な水道施設の整備(ダウンサイジング等)を進めているところである。 管路 の更新計画に伴い、火災発生時の消防水利としての機能を果たすことを目的としている消火栓の新設、移設又 は撤去に関しては消防担当部署と事前協議を行なっているものの、消防水利を考慮した協議には苦慮している ところである。
- 〇当局においても、「消防水利の整備促進強化について」(平成 29 年 11 月 24 日消防消第 272 号)のとおり、 消防水利の整備率 100%に向けて、整備を進めているが、地域によっては人口減少に伴い水道配管の口径が 縮小していることから消防水利の基準を満たす消火栓設置は難しい状況である。水道配管が時代の状況変化 によりダウンサイジングを進めざるを得ない状況は理解しているが、一方、消防水利の基準は 56 年前に作成さ れたものであり、以前に比べ消防ポンプの性能や火災防ぎょ戦術は大きく変化していることから、消防水利の基 準も状況の変化を考慮し再検討する必要があると考える。
- 〇当市においても水道管のダウンサイジングを進めているが、消防水利に関する基準に適合する範囲内で更新事業を進めているため、水道事業会計の観点では、適正な管径で布設替えできていないのが現状である。消防的観点では、現状、消火栓の充足率は100%ではあるが、今後、ダウンサイジングにより現有の消火栓が基準から外れることになれば充足率に影響を及ぼす恐れがある。上記のように、水道分野と消防分野において相反関係となっている。

各府省からの第1次回答

消防水利の基準(消防庁告示第7号)においては、消火栓の給水能力は毎分1,0000として、同一配管にある消火栓を同時に数個(2~5個)開栓した場合にも、その給水能力を確保すると同時に、一般への給水量も相当量見込むことから、直径150mm以上の管に取り付けることとしている(管網の場合を除く。)。

人口減少による水需要の減少などを背景に、水道施設の新設・更新にあたっては、水道配水管のダウンサイジングの動きがあり、これまでも、人口減少に伴う水道管口径の適正化において消火栓敷設水道管の口径基準については、学識経験者や水道技術の専門家、総務省消防庁、厚生労働省医薬・生活衛生局で継続的に検討・協議等を実施している。そこでの議論も踏まえつつ、今回の提案にあるように、近年の消火活動の動向について調査、検証したうえで、地域実情に応じて消火栓の設置要件に係る水道配管の口径を緩和できるよう、検討していく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「消防力の整備指針及び消防水利の基準に関する検討会報告書(平成31年3月)」では、「地域の状況に応じて必要な水量を確保していく方策等を検討してくことが適当である。」と記載があるが、前回の検討会から3年が

経過してもその後の検討状況について、消防庁から各消防本部へ情報提供がなく、進捗状況が不明確である。 御検討いただけるとのことだが、水道配管の管径の緩和、水利の基準改正について具体的なスケジュールを回 答いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

_

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

【全国市長会】

提案の実現を求めるものであるが、見直しにあたっては地域実情に応じて対応が可能となるよう配慮していただきたい。

各府省からの第2次回答

前回(平成31年)の検討会後から、学識経験者や水道技術の専門家、総務省消防庁、厚生労働省医薬・生活衛生局で水道管のダウンサイジングについて検討・協議等を実施しているところだが、消防本部の放水量等のデータ分析・検討に時間を要している。その成果がまとまり次第、各消防本部に情報提供を行っていく。情報提供後、その成果を踏まえ、消火栓の設置要件に係る水道配管の口径について検討してまいりたい。

総務省 第2次回答

管理番号

166

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01 土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

過疎地域持続的発展方針と過疎地域持続的発展都道府県計画の一体的策定

提案団体

兵庫県、京都府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

都道府県方針に必要な記載を盛り込めば都道府県計画の策定を不要とすること、もしくは都道府県計画の記載 事項を簡素化すること。

具体的な支障事例

【現状】

都道府県は、過疎地域の持続的発展を図るため「過疎地域持続的発展方針」を定めることができ、市町村は都道府県方針に基づき「過疎地域持続的発展市町村計画」を定めることができる(任意)。市町村計画の策定は、過疎対策事業債の発行等の支援措置の要件となっている。

都道府県は都道府県方針に基づき「過疎地域持続的発展都道府県計画」を定めることができる(任意)。

【支障】

都道府県方針で基本的事項や実施すべき施策などを記載しているにもかかわらず、都道府県計画でも概ね同様の記載が求められており、同様の内容について、関係部局等、庁内での意見調整が複数回必要である等、事務の負担となっている。

都道府県計画の策定は都道府県が市町村の基幹道路等の代行整備事業を行うための要件となっているが、代 行事業を実施していない都道府県も相当数存在しており、都道府県方針と別に都道府県計画を策定する意義 が低下している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

類似の方針と計画を統合することにより計画等の策定に伴う負担軽減が図られる。

根拠法令等

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第 19 号)第7条、第9条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、栃木県、新潟県、山梨県、長野県、滋賀県、京都市、岡山県、福岡県、宮崎県、沖縄県

	_		

各府省からの第1次回答

以下の理由により都道府県計画の策定を不要とすることは困難。

- ・過疎方針に基づき、都道府県と市町村がそれぞれどのように過疎対策を行うかを定めるものとして、都道府県・市町村計画の策定が必要であること。
- ・過疎市町村の人的・技術的・財政的な資源の制約から、特に過疎対策において都道府県による支援の重要性が高まっており、令和3年3月に制定された現行過疎法において、都道府県の責務に係る規定(第6条)が新たに追加されたところであり、市町村と協力して効果的な過疎対策を講じる観点から、都道府県計画策定の必要性はより高まっていること。

また、過疎対策は、様々な観点から総合的に実施するものであり、過疎計画の記載事項もこれに対応したものであることから、簡素化は困難である。

なお、過疎方針に都道府県計画の内容を盛り込んだ場合、方針期間中の事業の追加等に応じて逐次国への協議・国の同意等が必要になり、かえって事務が煩雑になる可能性がある。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

過疎方針と都道府県計画が併存する現状では、関係者への意見聴取や庁内協議等の策定プロセスが二度手間になり、地方の負担となっている。過疎地域の持続的発展を図るという点で両者の目的に違いはなく、法第7条第2項第2号(過疎方針:実施すべき施策)と法第9条第2項(都道府県計画:市町村に協力して講じようとする措置)においても同様の事項を記載するものとされており、性格を異にするどころか、内容が極めて類似している。

過疎対策における都道府県の責務は理解するが、過疎方針と別に単独で都道府県計画を策定する必要性が低下していることは提案のとおりである。過疎対策を総合的な観点から実施する上で都道府県計画の簡素化が困難な場合でも、過疎方針と都道府県計画を一体的に策定すれば、市町村との協力による効果的な過疎対策の実施及び市町村計画の策定に支障は生じない。

また、過疎方針策定時の大臣協議及び同意は、過疎方針・都道府県計画・市町村計画のいずれも策定が任意とされていることや、管内の過疎地域における総合的かつ計画的な対策の実施は都道府県の責務(法第6条)であることから、第一義的には廃止することが地方の負担軽減と分権推進に資するものと考える。また、大臣協議・同意を存続させる場合でも、過疎方針に統合した都道府県計画の部分についてまで逐次大臣協議・同意の対象とする必要はなく、協議対象項目を限定すれば効率的に実施できると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

地方六団体からの意見

【全国知事会】

過疎対策分野において内容の重複が見られる計画等については、統廃合などの見直しを行うこと。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

過疎地域の持続的発展を図るとする過疎方針と都道府県計画の目的は同じであり、また、記載事項の相当部分に重複がある。両者には基本計画と実施計画的な役割があることから性格を異にするものだとしても、一元化を不可とする理由にはならないのではないか。

市町村計画と国の施策との整合性については、本来市町村計画は、地域の実情に基づき施策を展開することで効果が発揮されるところであり、あらかじめ都道府県が市町村計画に対し独自に内容的規制・方向づけを加

える余地は少ないことから、市町村計画は過疎方針ではなく、法令に基づいて策定することを求めることで足りるのではないか。

国の施策について具体的な施策・方針を定めているのか。定めていないのであれば、国が掲げる目標(法第4条)について措置を講じていくことは、都道府県の責務(法第6条)として規定されていることから、都道府県においては当然に法の規定を踏まえ過疎方針を策定しており、国の施策との整合性を確認するために大臣同意にかからしめる必要まではないのではないか。

各府省からの第2次回答

過疎方針と都道府県過疎計画を同時または一体化して策定する場合の留意事項について通知することを検討する。

過疎方針や都道府県・市町村計画に記載する過疎対策事業は、過疎法に基づく事業だけでなく、過疎法以外の 法令に基づく国庫補助や、租税特別措置法令に基づく国税の特例措置等を踏まえた事業があることから、市町 村一都道府県一国の各措置の整合性を確認する必要があるため、過疎方針の国との協議や、過疎方針に基づ く都道府県・市町村計画の策定が必要である。

総務省 第2次回答

管理番号

172

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

市町村結婚新生活支援事業補助金の申請手続におけるマイナンバー情報連携の対象情報の拡大

提案団体

秋田市、秋田県、能代市、横手市、大館市、男鹿市、大仙市、仙北市、藤里町、五城目町、八郎潟町、井川町、羽後町、東成瀬村

制度の所管・関係府省

内閣府、デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

市町村結婚新生活支援事業における添付書類(所得証明書)の提出が省略できるよう、マイナンバー制度における情報連携の対象に新たに追加してもらう。

具体的な支障事例

【現行制度】

補助要件(夫婦の合計所得が 400 万円未満)を確認するために、所得証明書の提出を求めている。

【支障事例】

転入者の所得情報については、当市で確認ができないため、申請者において課税市区町村から所得証明書を取得し、提出してもらう必要がある。

【支障の解決策】

新たにマイナンバー制度における情報連携の対象に加えてもらう。これにより、他市区町村から課税されている場合でも当市で当該所得情報を確認できるようになることから、所得証明書の提出が不要となる。

く参考>

令和2年度 交付決定件数:52件 うち支障事例件数(※):28件

令和3年度 交付決定件数:60件 うち支障事例件数(※):27件

※夫婦の一方または双方が市外課税者の世帯。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

転入者において課税市区町村からの所得証明書の取得が不要となることから、申請に係る負担が軽減され、住 民の利便性が向上される。

根拠法令等

地域少子化対策重点推進事業実施要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、千葉市、高知県

○支障事例と同様、転入者の所得情報については、当市で確認ができないため、申請者において課税市区町

村から所得証明書を取得し、提出してもらう必要がある。

結婚新生活支援事業については、住民票、所得証明書、納税証明書などの諸証明をはじめ、対象経費となる住居の契約書等、申請添付の書類が相当数あることから、情報連携の対象とすることにより、所得証明書への添付を不要とすることで、事務の軽減が期待される。

令和3年度 交付決定件数:19件 うち支障事例件数(※):15件

※夫婦の一方または双方が市外課税者の世帯。

各府省からの第1次回答

結婚新生活支援事業は年度ごとに要綱要領を定め、予算補助として実施しているところである。当該事業における所得証明書の提出については、現在、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」第2条で指定されている「地域少子化対策重点推進交付金」における「地域少子化対策重点推進事業実施要領」で定められている。

補助金受給申請者の所得情報を確認するために、マイナンバー制度における情報連携を行う場合、当該事業を法令化する必要があるが、当該事業は実施自治体が制定する自治体要綱により独自の制度設計が可能であること、及び当該事業の全国の実施状況を踏まえれば、マイナンバー制度の情報連携に向けた法令化の検討は困難である。

なお、当該事業の事務処理については、実務上の負担軽減ができるよう今後ともよく検討していきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

結婚新生活支援事業における所得証明書の提出については、国の「地域少子化対策重点推進事業実施要領」で定められていることから、各自治体が独自に提出の要否を設定できるものではないと考えられる。そのため、国においてマイナンバー情報連携の対象拡大が図られない場合、転入者は、これまでと同様に課税市区町村から所得証明書を取り寄せて提出しなければならず、申請時の負担が大きい状況が改善されない。

また、令和3年度に538市区町村であった本事業の実施自治体数は、令和4年度では629市区町村と増加し、全自治体の約3分の1にのぼることから、本事業に対するニーズは高いものと捉えている。

本事業を新たにマイナンバー情報連携の対象に加えることにより、申請者の負担軽減につながるとともに、事務 手続の利便性が向上されることで事業としての魅力が高まり、実施自治体の増加も期待される。少子化対策の さらなる推進の観点から、本提案の採択について前向きに検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

各府省からの第2次回答

当該事業は実施自治体が制定する自治体要綱により独自の制度設計が可能であることから、所得要件確認のためのマイナンバー連携についての法令化は困難であるが、事業実施自治体への転入後における申請にあたっては、課税市区町村から所得証明書を取り寄せて提出となることにより、申請者の負担が増大しているということも承知している。

申請にあたっての負担軽減に努めている自治体の取組を内閣府から情報提供し、横展開を図ることで、申請者の負担軽減につなげるとともに、当該事業の事務処理については、実務上の負担軽減ができるよう今後ともよく検討する。

また、ご提案のような支障事例があることを踏まえ、マイナンバー法第 19 条第 9 号に基づく情報連携の在り方について検討してまいりたい。

総務省 第2次回答

管理番号

185

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05 教育•文化

提案事項(事項名)

公立大学法人の業務負担の軽減による教育の質の向上や地域貢献に向けた取組の活性化

提案団体

山形県、宮城県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

公立大学法人における年度計画及び各事業年度に係る業務の実績等に関する評価(年度評価)について、国立大学法人の例(令和4年4月1日改正)に従い、廃止すること。

具体的な支障事例

公立大学法人の業務運営は、設立団体が指示した中期目標に基づき法人自ら作成し、設立団体の認可を受けた中期計画にしたがい自律的に行うこととされているにも関わらず、毎年度、実施すべき事項等を年度計画として定め、予め設立団体へ届け出、さらには年度終了後には業務実績報告書を作成し、設立団体の長の附属機関である評価委員会から評価を受けることが義務付けられている。

公立大学法人の大部分は、国立大学法人と比較しても極めて小規模な組織体制であり、当該年度計画に関する業務、とりわけ業務実績報告書の作成及び評価委員会への説明等の対応に忙殺され、リソースを教育の質の向上や地域貢献に資する取組に十分振り分けられない状況が続いている。

また、設立団体側も、評価委員会の運営にあたっては、各部門有識者の選任・任命及び委員に対する業務理解のための事前説明にはじまり、年度評価業務本体は、約3ヶ月前の委員会開催調整等から始動し、膨大な事業実績報告書の確認や事前意見徴取のほか、公立大学法人への聴取等による調査・分析などを踏まえて、評価委員会(1回あたり2時間半程度)にて評価を行うため、事前作業を含め多大な事務量が生じており、業務の効率化が喫緊の課題となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

公立大学法人の業務負担の軽減による教育の質の向上や地域貢献に向けた取組の活性化

根拠法令等

地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 27 号、第 78 条の2、国立大学法人法の一部を改正する法律(令和3年法律第 41 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

神奈川県、長野県、山陽小野田市、大分県

- 〇提案団体と同様の支障事例が生じていることから、国立大学法人と同様の制度改正を希望する。
- 〇当団体では、総合大学を含む2大学1高専を公立大学法人が運営している。同法人が公立の教育研究機関として住民の理解を得ながら運営を継続していくためには、毎年度の業務実績評価等、現行制度に基づく関与

が必要であると考えている。

一定の条件の下、各自治体の判断で、毎年度の関与を廃止することを可能とする、いわゆる手挙げ方式を導入することは考えられる。ただし、その場合には、①業務負担の軽減を目的とする措置に国民の理解が得られるか、②公立大学法人とその他の地方独立行政法人との間に取扱いの差異を設けることについて合理的な説明ができるか、といった点について、整理する必要がある。

〇当市においても、評価委員会から評価を受けるため、多大な事務量が生じているとともに、公立大学法人においても、業務実績報告書の作成及び評価委員会への説明等の対応に多くの時間を費やしている。

〇公立大学法人については、6年ごとの県の中期目標や法人の中期計画の策定、中期計画実施4年目及び終了時の評価の際に県の評価委員会において意見聴取し、客観性や中立公正性を担保している。このような中、計画内容や実績に大きな変化が生じていない場合においても、毎年、時間と労力をかけて、法人が年度計画や実績報告書を作成し、県の評価委員会を開催して評価を受ける方法は非効率である。本提案のとおり効率化を図り、教育の質の向上や地域貢献に資する取組等に注力することが望ましい。

各府省からの第1次回答

公立大学法人を含む地方独立行政法人における年度計画においては、中期計画に定めた事項のうち当該年度において実施すべき事項等について、法人の年度ごとの業務内容を明確化することにより、業務運営の透明性の確保や住民に対する説明責任を果たすことが求められている。この年度評価に基づく業務の見直しにより、業務の効率性や質の向上を図ることが求められている。

国立大学法人における年度計画及び年度評価の廃止については、文部科学省の「国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議」等での検討を踏まえ、国が期待する世界最高水準の教育研究を先導する役割を担うため、国立大学において国が毎年度財政措置を講ずるに当たって求められる必要な関与と、国立大学法人の自主性・自律性に基づく発展とを両立させた新たな枠組みに見直すため、中期計画への指標の追加により適正な業務運営を担保しつつ、年度計画・年度評価の廃止により事務負担を軽減することとされた。

公立大学法人においては、国立大学法人における制度見直しの趣旨や公立大学法人を含めた地方独立行政法人の年度計画及び年度評価の義務づけにより業務運営の透明性や説明責任を担保していることとの整合性を踏まえつつ、公立大学法人の設置団体等の意見や年度評価に係る課題、実態等を伺いながら、必要な対応について検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

公立大学法人における業務運営の透明性や説明責任の担保については、①学校教育法で定める認証評価制度により、文部科学大臣の認証を受けた評価機関からの評価を7年以内に1度受審する必要があり、外部組織が大学の教育研究活動や組織運営の状況を定期的に確認した上で、必要に応じて改善していく体制が整備されている。

また、②公立大学法人は、設立団体から毎年度財務諸表の承認を受ける必要があり、承認後は速やかに財務諸表を公告するとともに、財務諸表や事業報告書、決算報告書等を一般の閲覧に供することとなっている。 さらに、③公立大学は、設置者である各地方公共団体の地方財政という公的資金を基盤として設置・運営されるため、毎年、各自治体の議会に財務諸表等を提出し、地方公共団体の各種政策が体現されているかなどの評価により、適切なガバナンスが行われている。

加えて、山形県の公立大学法人を例にとれば、④公立大学法人は、重要施策のひとつである、若者の定着・回帰の促進に係る主要な担い手であり、その取組状況がチェックされるとともに、設立団体と常日頃から密接に連絡を取り合う関係にある。

これらの制度的な取組み(①~④)を基本に、公立大学法人における業務運営の透明性や説明責任が担保されていると言えることから、年度計画・年度評価の廃止に向けての検討を求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

地方六団体からの意見

【全国知事会】

公立大学法人の設置団体等の意見や年度評価に係る課題、実態等を踏まえ、必要な対応について検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

国立大学法人が同様の制度見直しを行ったことを踏まえ、前向きに検討をいただきたい。

検討のスケジュールについて第2次ヒアリングにおいてお示しいただきたい。

各府省からの第2次回答

地方独立行政法人法においては、公立大学法人の業務運営の透明性や説明責任の担保等のため、公立大学法人に関して年度計画及び年度評価の義務づけを行っている。

一方で、同法の公立大学法人に係る制度については、基本的に国立大学法人における制度改正を踏まえて、制度の見直しを行ってきた経緯があることから、ご提案いただいた内容に関する必要な措置については、国立 大学法人における制度と同様に見直す方向で取り組む。

総務省 第2次回答

管理番号

197

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03 医療•福祉

提案事項(事項名)

後期高齢者医療および介護保険における特別徴収保険料の返納・還付にかかる書類の電子化

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

後期高齢者医療および介護保険の被保険者が死亡した場合における特別徴収保険料の返納・還付にかかる 書類を電子化することを求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

後期高齢者医療被保険者の死亡により生じた特別徴収保険料の過誤納金処理について、年金保険者からの「後期高齢者医療保険料返納金内訳書」の送付があるまでは、当市ではシステム上「特徴還付保留」とし、年金保険者から送付される内訳書の情報をシステムに取り込み、バッチ処理をすることで返納・還付手続きを進めている。現行では、書面で郵送された返納金内訳書の情報を後期高齢者医療システムに取り込むにあたり、処理対象件数が多いためパンチ業者によるデータ化を行っている。データ化された情報をシステムに取り込み、バッチ処理をすることにより効率化を図っているが、紙資料が膨大で、業務も煩雑になっており負担となっている。介護保険にかかる特別徴収保険料についても、当市では郵送された返納金内訳書を文字認識ソフトで読み込み、バッチ処理用ファイル作成ツールでファイルを作成してから介護保険システムに取り込んでおり、負担を感じている。

【支障の解決策】

年金保険者から郵送されている「後期高齢者医療保険料返納金内訳書」について、現行の紙ベースから、後期高齢者医療システムで一括処理できるようなデータでの提供に変更することで、パンチ業者によるデータ化や、 文字認識ソフトでの読み込み等の処理が不要になる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

業務の効率化およびペーパレス化につながる。

根拠法令等

高齢者の医療の確保に関する法律第110条、介護保険法第139条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、宮城県、つくば市、ひたちなか市、川越市、富士見市、千葉市、墨田区、神奈川県、飯田市、浜松市、豊橋市、京都市、大阪市、大村市、宝塚市

○現行の紙媒体管理だと長期間保留扱いになっている方の検索が不便であり、年金機構に照会するなどの手

間も生じている。

- 〇現状、年金保険者から送付される紙の内訳書の情報を複数名でチェックを行ったうえでデータ処理を行っている。データ化することで、年金基礎番号で突合し、効率的な事務ができると思われる。
- 〇後期高齢者医療保険料返納金内訳書の内容については、紙媒体の情報を基に、Excel ファイルで還付対象者等を管理している。件数は月50件程度あり職員が手作業で入力を行っている。介護保険にかかる特別徴収保険料については、返納金内訳書の到達後、被保険者番号を確認しAccessシステムに入力しており、提供されるデータについては、事務処理を行ううえでデータの加工が必要となることを鑑みると、各自治体で編集可能であることが望まれる。
- 〇当市では、バッチ処理や文字認識ソフトなどを使用せず職員が紙ベースの資料から対象者を検索し、手入力している状態である。事務処理軽減の観点から、電子化を希望する。
- 〇当市においては、職員により目視および手入力でデータを取り込んでいる。
- 〇当市介護保険においても、死亡日以降に発生した特別徴収の過誤納金については、年金保険者からの介護保険料返納金内訳書(以下、「内訳書」と表記)の送付があるまでは処理を保留し、内訳書が届き次第、当市介護保険システムに入力を行っているが、処理すべき件数が多く、入力した内容の確認にも時間をとられている状況であることから、内訳書の電子化を希望する。
- 〇当区の介護保険においては、郵送された返納金内訳書を基に、1件ずつシステムで検索をし、還付先等の登録処理を行っているため、業務が煩雑になるとともに負担となっている。

各府省からの第1次回答

ご提案の後期高齢者医療および介護保険における特別徴収保険料の返納・還付にかかる書類を電子的に提供することについては、

- 電子的な提供方法の検討
- ・電子的な提供による現在の業務への影響の検証
- ・年金保険者や介護保険の保険者等のシステム改修が必要になること
- ・システム改修等によるコストと電子的提供による効果をどう考えるか

等の課題があることから、日本年金機構や各共済組合、市町村等の関係者の意見を聞きながら検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

後期高齢者医療や介護保険の業務については、基本的にシステムで処理をしているにも関わらず、返納金内 訳書が書面で郵送されていることにより、後期高齢者医療システムに取り込むためだけにパンチ業者を雇い、介 護保険システムに取り込むために文字認識ソフトで読み込み、バッチ処理用ファイル作成ツールでファイルを作 成し、システムに読み込む等の非効率な作業を行っている。

本提案が実現することで、業務の効率化及びペーパーレス化につながるため、前向きに検討するよう強く求める。

関係者の意見を聞くにあたっては、現時点でどのような手法を考えているのか、具体的な手法とスケジュール感を教えていただきたい。また、提供されるデータを取り込み、一括処理を可能とするための市町村システム改修及び事務フローの見直しには時間を要するため、早期の段階で実施に向けたスケジュールを各市町村へ示していただくとともに、期間内に改修できない市町村がある場合は、従来の紙による提供と電子的な提供を併用する期間を設けるなどの対策を検討していただきたい。

各層	守省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解
地力	方六団体からの意見

各府省からの第2次回答

年金保険者から市町村等に対しデータを電子的に送付する仕組みがないため、ご提案の内容を実現するにあたっては、まず、どのようにその仕組みを構築するのか、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において検討することされている行政機関間の情報連携の基盤の内容も踏まえて検討する必

要がある。

また、特別徴収に関しては、システム改修や事務フローの見直しの観点からは、令和元年におけるご提案等も 含め、全体として改善案を検討することが効率的であるため、それらの要望とあわせて一体的に見直しの検討 をしてまいりたい。

総務省 第2次回答

管理番号

206

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11 その他

提案事項(事項名)

官庁会計システム(ADAMS II)における地方交付税交付金支払事務処理期限の見直し

提案団体

岩手県、宮城県、秋田県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

官庁会計システム(ADAMS II)における地方交付税交付金支払事務処理期限の改善

具体的な支障事例

官庁会計システム(ADMASII)による地方交付税交付金等の支払事務は、総務省からの示達日の同日又は1日後に、各都道府県で支出決定通知(確認入力)の処理を行わなければならない。

事前に処理日程は示されるものの、示達の具体の時間が事前には概ねの時間帯のみしか示されない(当日の「午前中」など)ことから、示達日の同日中に処理が必要な場合、県の担当者は示達の連絡を待ち続ける必要があるとともに、連絡があり次第、速やかに対応が必要となるなど、示達の当日は、担当者は他の業務執行が難しくなるなどの影響が生じている。

このことから、いずれの交付の場合でも共通で、示達日から処理期限まで1日程度の猶予が必要と考える。 (参考)

- ●令和3年度に示達日の当日中の処理となった交付金
- ・地方交付税交付金及び地方特例交付金(4月概算交付分)
- •地方交付税交付金(12 月追加交付分)
- •特別交付税(12 月交付分)
- 特別交付税及び震災復興特別交付税(3月交付分)
- ●令和3年度に示達日の翌営業日までの処理となった交付金
- •地方交付税交付金(6月概算交付分)
- •震災復興特別交付税(9月交付分)
- ・地方交付税交付金及び地方特例交付金(9月定例交付分)
- •地方交付税交付金(11 月定例交付分)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地方公共団体の事務負担の軽減が図られるものと考える。

根拠法令等

地方交付税法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

千葉県、新潟県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、山口県、長崎県、大分県

- 〇厚生労働省及び内閣府所管の補助金及び交付金等においても、示達日から支払指定日までの日数が短く(2営業日や3営業日)、同様の事務負担が生じているものがある。また、厚生労働省においては、補助金等の請求行為における交付決定(変更交付決定)通知書や負担行為担当官(厚生労働省各局長)からの負担行為決議書の送付が遅いため、支払指定日までの日数が短期間となり、同様の事務負担が生じている。
- 〇他県提案のとおり、総務省関連の示達日は遅く、毎回、タイトな事務処理を強いられている状況である。総務省内の事務処理に時間がかかるのであれば、直接、総務省から各自治体に入金処理を行うなど、抜本的な事務改善をお願いしたい。
- 〇総務省から県市町村課への示達日から処理期限までが短期間のため、県市町村課からの連絡から市町村の受入事務までの処理も短時間での処理が必要となっている。
- 〇当県においては、支出負担行為担当官の別業務による出張や休暇の取り止め・日程変更などの支障が生じている。
- 〇当県の支出官業務においても、処理期限までに支出決定通知(確認入力)を行う必要があるため、決裁権者 や担当者の日程調整が必要であり、他の業務の遂行にも影響が生じる場合がある。

各府省からの第1次回答

地方交付税は、地方団体が行政サービスを提供する上で重要な固有の一般財源であるため、地方団体の予算執行や補正予算の編成等、財政運営上の見地から、速やかな交付に努めている。

また、「国庫金の効率的な管理について(平成 17 年8月 26 日 財務省)」により、地方交付税の交付日は原則月末から2営業日目(租税・年金保険料の受入日)とされているところである。これにより、特に4月概算交付分は原則として4月2日が交付日となり、年度当初(4月1日)に交付決定(示達)を行ったとしても交付日の前日である4月1日中の ADAMS II による処理が必要となる。

6月以降分については、可能な限り余裕のある処理日程としながらも、引き続き、ご意見を踏まえて適切な処理 日程について検討していきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

交付決定(示達)の当日に支払い事務処理を行う必要があることで、他の業務執行が難しくなるなどの影響は、普通交付税だけでなく、特別交付税や震災復興特別交付税においても同様であり、処理日程の見直しにより、地方公共団体の事務負担の軽減が期待される。例えば、震災復興特別交付税の令和3年度9月交付において、9月3日(金)に示達がなされ、示達から2営業日目の9月7日(火)に交付された事例(示達日の翌営業日(9月6日(月))までの事務処理とされた例)もあること等を踏まえ、引き続き、普通交付税をはじめとした地方交付税の速やかな交付に努めていただくとともに、可能な限り余裕のある処理日程となるよう検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

ご意見を踏まえ、引き続き、可能な限り余裕のある処理日程となるよう努めてまいりたい。 なお、今年度における普通交付税の6月交付、9月交付及び震災復興特別交付税の9月交付については、示達 から事務処理期限まで1日の猶予を設けた処理日程により実施したところである。

総務省 第2次回答

 管理番号
 212
 提案区分
 A 権限移譲
 提案分野
 07_產業振興

提案事項(事項名)

事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲

提案団体

山口県、中国地方知事会、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、総務省から都道府県へ権限の 移譲。

具体的な支障事例

2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合で、組合員の資格として定款に定められている事業が複数省庁の所管にわたる場合、各省庁の事務処理の進捗状況が様々であり、認可までに多くの日数を要している。例えば、民間放送事業の他、7省庁の所管事業を組合員の資格として定款に定める事業協同組合が、組合員の新規加入により定款を変更する場合、申請から認可までに2~3カ月要するため組合員の新規加入手続きが遅れ、当該組合員が、組合加入による利益を受けることができるまでに過大な時間を要する等の支障が生じている。また、事業協同組合は各省庁に対し手続きを行わなければならず、県内を活動地区とする組合に対して統一的な対応を行うことができない。当県における総務省所管分の認可等の実績は、過去3年間で4件である。一方、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)の所管分は、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合であっても、主たる事務所がある都道府県が、定款変更等の事務を行うことができることとなった。

こうした状況に鑑み、総務省が所管する事業を組合員の資格事業に含む2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であっても、都道府県で事務手続きを行うことができることから、事務手続きの負担軽減や手続きに要する日数の短縮を図ることができる。

また、組合に対する統一的かつ迅速な対応を行うことで、県民サービスを向上する効果が期待される。

根拠法令等

中小企業等協同組合法施行令第 32 条、中小企業団体の組織に関する法律施行令第 11 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

大阪府、岡山県、長崎県、宮崎県

〇事業協同組合が新たに事業を追加する際等には、認可に時間を要することにより事業協同組合への不利益がある等の支障が生じている。また、所管行政庁によって提出書類が異なることがあり、事業協同組合側の負担も大きく、一方で当府でも、各省庁に対して事務処理の進捗状況を確認する作業も発生している。こうした状況を鑑み、都道府県に権限移譲がされることにより、統一的かつ迅速な対応ができるとともに、認可事務の負担軽減に繋がるものと考えられる。

各府省からの第1次回答

通信業について

都道府県に権限移譲を行うことは特段問題は無いと考える。

放送業について

テレビジョン放送業(衛星放送業を除く)、ラジオ放送業(衛星放送業を除く)及びその他の民間放送業について、関係する都道府県において連絡体制の構築が図られている等、適正かつ効率的な手続きの実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、許認可等の権限を都道府県へ移譲することは可能であると考える。衛星放送業について、提案団体以外の都道府県についても賛同が得られること、さらに実効性のある監督体制が確保されることを前提とし、既に提案内容を実現している他省と同様の内容にて都道府県への権限移譲を行うことは、差し支えないと考える。

有線放送業について、提案団体以外の都道府県についても賛同が得られること、さらに実効性のある監督体制が確保されることを前提とし、既に提案内容を実現している他省と同様の内容にて都道府県への権限移譲を行うことは、差し支えないと考える。

インターネット附随サービス業について

(ポータルサイト・サーバ運営業、アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ、インターネット利用サポート業)

都道府県に権限移譲を行うことは特段問題は無いと考える。

映像・音声・文字情報制作業について

(映画・ビデオ制作業(テレビジョン番組制作業、アニメーション制作業を除く)、テレビジョン番組制作業(アニメーション制作業を除く)、映画・ビデオ・テレビジョン番組配給業、ラジオ番組制作業、ニュース供給業、その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)

映像・音声・文字情報制作業について、都道府県に権限移譲を行うことは特段問題は無いと考える。

郵便業及び郵便局の業務について

郵便業及び郵便局の業務は日本郵便が主体となり行われており、事業協同組合等の設立は想定されないため、認可等権限移譲の対象となり得ない。

信書便事業について

事業協同組合等の設立の認可等について、2以上の都道府県の区域にわたる場合も都道府県において対応することについては、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)に基づく信書便事業の許認可業務に対して特段の支障はなく、都道府県への権限移譲を行うことは、差し支えないと考える。

行政書士について

中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)第 111 条第1項第1号の規定に基づき、2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等で、組合員の資格として当該組合の定款に定められる事業に行政書士事業が規定されている場合、認可等の事務については、事業の所管大臣である総務大臣にて行っているところである。2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等に係る事務について、総務大臣から都道府県知事へ権限の移譲を検討するに当たっては、都道府県において許認可や処分等に係る事務負担が増加するとともに区域外への権限行使が行われることから、都道府県において事務の移譲により支障が起きないことの確認を行っていただく必要がある。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務等について、都道府県へ権限移譲がされることにより、都道府県に移譲済みの事務及び権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。

既に、厚生労働省(地方厚生局所管業務)、農林水産省、経済産業省及び国土交通省(地方運輸局又は地方整備局所管業務)が所管する事務及び権限が都道府県に移譲されており、現行の体制でも受け入れが可能であることを踏まえ、検討を進めていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【大阪府】

行政書士業について、「都道府県において許認可や処分等に係る事務負担が増加するとともに区域外への権限行使が行われることから、都道府県において事務の移譲により支障が起きないことの確認を行っていただく必要がある。」と回答されているが、事業協同組合の認可に係る権限移譲では、統一的かつ迅速な対応ができるとともに、認可事務の負担軽減に繋がるものと考えられる。

その一方、都道府県は業の資格の所管行政庁ではないため、組合としての許認可に係る業務以外でどのような 支障が起きるかの確認ができない。支障が起きるとは具体的にどのようなことを想定されているのかお示しいた だきたい。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

中小企業等協同組合法を所管する関係省庁との前向きな検討を求める。

各府省からの第2次回答

2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等(以下「組合」という。)に係る事務について総務大臣から都道府県知事へ権限を移譲する場合において、移譲後に当該事務を組合の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行う場合に、他の都道府県に存在する組合事務所への立入検査の実施等の管理監督が適切に実施されるか等、実効性のある監督体制が確保されることを前提とし、既に提案内容を実現している他省と同様の内容にて都道府県への権限移譲を行うことは、差し支えないと考える。

総務省 第2次回答

管理番号

224

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11 その他

提案事項(事項名)

戸籍事務において現住所等を確認するための住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲拡大

提案団体

茅ヶ崎市

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

戸籍事務において現住所等の本人確認情報を確認するため、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することができるよう必要な措置を講ずること。

具体的な支障事例

【支障事例】

住民基本台帳法の本人確認情報の検索ができる事務に「戸籍事務」が規定されていないことから、当市でも1日30件以上ある戸籍の届出に他市町村の住所の記載があった場合、住所や住定日を確認するために住所地市町村へ念のため電話で記載内容の照会をしなくてはならない。また当市に住所を置いている者の本籍地市町村からの同様の照会に関して回答しなくてはならない。

【制度改正の必要性】

住民課では、住民基本台帳ネットワークシステムを利用する事務を行っているため本人確認情報の検索ができる統合端末が必ず設置されている。しかしながら、住民基本台帳法上、戸籍事務に関して住民基本台帳ネットワークシステムの利用が認められていないため、住民基本台帳ネットワークシステムを利用すれば、30 秒程度で戸籍の届出に記載されている住所、住定日が正しいかどうか確認ができるにも関わらず、全国の市町村が住所地市町村へ念のため電話照会を行っている。電話照会を行う際は、各市町村が真正性確保のため折り返し対応を行っていることから、相手先に電話がつながらないことも多く、住所地等の確認を行うために1件あたり20分程度の事務処理時間が発生している。また戸籍の届出先の市町村から電話照会を受けた住所地市町村においても届出者の住民票情報の検索や折り返し先が市町村の電話番号であるかの確認などに事務処理が発生し、回答するために10分程度の事務処理が発生している。このように日々事務処理時間が多く発生している実態がある。そこで、戸籍事務において住民基本台帳ネットワークシステムを利用することで、電話照会を行うために要していた戸籍の届出者の待ち時間も短縮され、住民サービスの向上につながる。

【支障の解決策】

住民基本台帳法第30条の10、第30条の12に「戸籍事務」を追加すること、又は戸籍の附票に関する事務について住基基本台帳ネットワークシステムを利用できることとすることで解決される。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

これまで電話照会のやり取りで発生していた事務処理時間がなくなるため、業務の大幅な効率化が図れるとともに、正確性の向上につながる。また戸籍の届出を受理するまでの時間が大幅に短縮されるため、届出者の待ち時間が大幅に減少し住民サービスが向上する。

根拠法令等

住民基本台帳法第 17条、第 30条の 10、第 30条の 12、戸籍法第 27条の3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

水戸市、高崎市、桶川市、富士見市、千葉市、練馬区、八王子市、小平市、京都市、豊中市、富田林市、浜田 市、吉野川市、今治市、大牟田市、久留米市

〇夜間の延長窓口や休日開庁の日は、届書中の住所が別の市町村だった場合確認が取れない。また、平日日 中であっても照会先の市町村の混雑状況により、電話が繋がらなかったり回答が遅れるなど、受領事務に支障 をきたし、来庁者を長時間待たせる事も度々起こっている。同様に、こちらの窓口が混雑している場合は、他市 町村からの照会に速やかに回答できない。

〇住民基本台帳ネットワークシステムを利用すれば、速やかに戸籍の届出に記載されている住所、住定日が正 確であるか確認が可能であるが、住所地の市町村へ念のため電話で照会を行っている。電話照会の内容を回 答する際は、各市町村が折り返し電話で対応を行っていることから、回答の待ち時間が 20 分以上になることも ある。更に、戸籍の届出先の市町村からも照会の電話が相次ぎ、事務処理に遅延が発生している。市民課では 来庁された市民の待ち時間が発生している実態がある。そこで、戸籍事務において住民基本台帳ネットワークシ ステムを利用することで、電話照会を行うために要していた戸籍の届出者の待ち時間も短縮され、住民サービス の向上につながる。

○当市においても住所地等の確認に電話照会を行っているため、住民の待ち時間の増加及び市町村職員の事 務負担が生じている。戸籍と住所の関連性が高まっている現在においてシステムによる照会ができない現状は 時代に逆行している。

各府省からの第1次回答

ご提案のあった内容に関する事務は、住民基本台帳法(以下「法」という。)第9条第2項による通知及び第 16 条における戸籍の附票の作成の事務であると解されるが、これらの事務は、法第30条の10第1項第3号及び 第 30 条の 12 第1項第3号の規定における「住民基本台帳に関する事務の処理」に該当すると解されることか ら、住民基本台帳ネットワークシステムを活用することが可能である。上記の解釈を地方公共団体に通知し、明 確化することとしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

住民基本台帳ネットワークシステムを活用することで事務の大幅な効率化が図れるため、速やかな対応をお願 いしたい。

名	府省か	らの第:	1 次回答を	・踏まえり	と追加共同	提案団体が	ヽらの見解

地方六団体からの意見

各府省からの第2次回答

1次回答で述べた解釈について、年内に地方公共団体へ通知することとしたい。

総務省 第2次回答

管理番号

225

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11 その他

提案事項(事項名)

戸籍法施行規則に規定されている戸籍届書の記載事項からの世帯主の氏名の削除又は戸籍の届出を受付した市町村及び本籍地市町村における戸籍届書記載の世帯主氏名を確認する事務処理の削減

提案団体

茅ヶ崎市

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

戸籍法施行規則第55条第1号、第56条第6号、第57条第1項第8号、第58条第7号に規定されている戸籍届書の記載事項から世帯主の氏名を削除すること。又は戸籍の届出を受付した市町村及び本籍地市町村において、戸籍の届書に記載されている世帯主氏名を確認する事務処理を不要とすることを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

戸籍法施行規則において届出の記載事項として世帯主の氏名が規定されている。

【支障事例】

戸籍の届出を受付した市町村は住所地市町村に対し、住民基本台帳法第9条第2項に基づき届出の記載事項を送付する必要があるが、当市では戸籍の届出を受付してから決裁するまでに最低数日、長くて2週間程度時間が掛かるため、住所地市町村が通知を受け取った時点で世帯主が変わっていることが多い。世帯主氏名の情報に意味がなくなっているにも関わらず、戸籍法施行規則で規定されているため、他市町村に住所がある者から当市に対して戸籍の届出があった場合は、戸籍の決裁をする中で必ず世帯主氏名を住所地市町村へ電話で確認、照会する作業が発生し、1件あたり20分程度余計に処理時間を要している。

【制度改正の必要性】

戸籍法施行規則において届出の事項として世帯主氏名が規定されているため、全国の市町村において、戸籍の届出を受付した市町村は、住所地市町村への電話照会を行っている。電話照会を行う際は、各市町村が真正性確保のため折り返し対応を行っていることから、相手先に電話がつながらないことも多く、世帯主氏名の確認を行うために1件あたり20分程度の事務処理時間が発生している。住所地市町村においても、当該者の住民票情報の検索や折り返し先が市町村の電話番号で間違いがないかの確認などに事務処理が発生し、回答するために10分程度の事務処理が発生している。このように日々、無駄な事務処理時間が多く発生している実態がある。加えて、戸籍の届出をする際、世帯主を確認したいという住民には住民票を取得してもらう必要があり、住民負担が発生している。また、住民基本台帳法第9条第2項の通知を受けた住所地市町村において、当該通知により世帯主の氏名を住民票に記載することが想定されないため、当市では住所地市町村に世帯主氏名を通知に記載しておらず、戸籍の届出を受付した際の電話照会による世帯主氏名の確認は不要である。

【支障の解決策】

戸籍法施行規則第55条第1号、第56条第6号、第57条第1項第8号、第58条第7号の世帯主の氏名を記載 事項とする号を削除すること又は世帯主氏名を確認する事務処理を不要とすることを求める。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

戸籍法施行規則に規定されている戸籍届書の記載事項から世帯主の氏名を削除又は世帯主氏名を確認する

事務処理を不要とすることで、これまで電話照会で発生していた事務処理時間がなくなるため、事務処理の大幅な効率化が図れる。

戸籍の届出にかかる記載項目が削除されることで、届書に記載する内容を確認するために住民票を取得することが不要になるなど、住民負担が減る。

根拠法令等

住民基本台帳法第9条第2項、戸籍法施行規則第55条第1号、第56条第6号、第57条第1項第8号、第58条第7号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

水戸市、八王子市、豊中市、枚方市、富田林市、吉野川市、今治市、大牟田市

〇住所地の市町村へ電話照会を行う際は、折り返し電話で対応を行っている。回答の待ち時間が長くなることもあり、世帯主氏名の確認に20分以上要している。戸籍には世帯主の氏名は記載されないため、戸籍届書には世帯主の氏名の記入は不要ではないかと考えている。戸籍届書の記載事項から世帯主の氏名を削除した場合、戸籍の届出を受付した際の電話照会による世帯主氏名の確認は不要となるため、迅速な戸籍事務処理に繋がると思われる。

○戸籍の処理上、世帯主の情報は不要であり、不必要な情報は省略すべきである。

各府省からの第1次回答

戸籍の届書に記載することとされている「世帯主の氏名」については、戸籍法令上の事務に使用するものではないところ、出生届については、住民基本台帳法第9条第2項及び住民基本台帳法施行令第 12 条第2項第1号に基づき、住民票の記載等を行うために「世帯主の氏名」が必要であることから、届出の記載事項から削除することは困難である。

一方、婚姻届、離婚届、死亡届に係る「世帯主の氏名」の削除については、関係省庁と協議の上、必要な対応を検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

婚姻届、離婚届、死亡届に係る「世帯主の氏名」の削除については、住民基本台帳事務においても不要であるため速やかな対応を求める。併せて、今後の検討及び制度改正のスケジュールについてお示しいただきたい。当市では、デジタル社会の実現に向けた重点計画に従い、デジタル3原則で掲げられるデジタルファーストで業務改革(BPR)に取り組む必要があると認識している。そのため現行の事務処理で行っている電話による照会、回答によるアナログな確認方法ではなく、デジタル・オンラインによる事務処理をすることが強く求められている。住民基本台帳法及び住民基本台帳法施行令に基づく出生届について世帯主の氏名を届出の記載事項から削除することが困難であるならば、出生届を受付した際に当該出生届に記載されている世帯主を確認するための手段として、住所地市町村へ電話で照会し、確認する以外の別の代替手段を用いて事務の効率化を図っていく必要があるのではないか。当市としては、住民基本台帳法第30条の6に定める項目に「世帯主の氏名」又は「世帯番号」(団体コード+世帯番号等)を加え、住民基本台帳ネットワークシステム上で世帯の閲覧を可能とすることを求める。住民基本台帳ネットワークシステム上での閲覧が困難である場合は、出生届を受付した際に住所地市町村へ記載されている世帯主を確認するために電話を用いる以外の代替手段についてお示しいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見

地方六団体からの意見

各府省からの第2次回答

届書を業務に利用している関係省庁にも念のため確認の上、「世帯主の氏名」を削除しても差し支えないことが確認できれば、本年度中を目途に戸籍法施行規則及び関連する通達を改正することとしたい。

また、住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)は、本人確認のための仕組みであり、本人確認情報とは異なる「世帯に関する情報」を住基ネットから提供することはできない。したがって、出生届の届出の際に住基ネットを用いて、届書の「世帯主の氏名」欄に記載された者が世帯主であることは確認できないが、その者の氏名や住所の正確性を確認する行為であれば、住民基本台帳法(以下「法」という。)第9条第2項による通知に関する事務であると解され、法第30条の10第1項第3号及び第30条の12第1項第3号の規定における「住民基本台帳に関する事務の処理」に該当すると解されることから、住基ネットを活用することが可能である。

総務省 第2次回答

管理番号

226

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

マイナンバー通知カードの紛失時の届出及び返納に係る事務の廃止

提案団体

茅ヶ崎市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を 図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律 第 16 号)附則第6条第1項及び第3項に規定されているマイナンバー通知カードの紛失時の届出及び返納に係 る事務の廃止を求める。

具体的な支障事例

マイナンバー通知カードは、令和2年5月25日以降は、新規発行や再交付は行わないこととされたにもかかわらず、紛失時の届出及び返納に係る事務が引き続き存続していることから、当市では毎日、1件あたり1分掛かる通知カード管理簿への入力作業が100件程度発生している。特定個人情報を含むものであるため速やかに処理をしなくてはならず、個人番号カード交付に伴う受付、審査、交付業務や交付前設定処理業務に支障をきたしている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

通知カードの事務処理がなくなることで、出張申請受付サポートなどの個人番号カードの申請・交付率アップに繋がる事務に取り組める。

根拠法令等

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)附則第6条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置))、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、郡山市、富士見市、八王子市、柏崎市、山梨県、半田市、枚方市、八尾市、富田林市、寝屋川市、西宮市、吉野川市、大牟田市、熊本市、宮崎市

- 〇当市でも同様に返納に対する事務を行っており、削減されれば事務効率化が図れる。
- ○マイナンバーカード交付時に通知カードを紛失している場合が多く、紛失届の記入する時間及び記入内容の確認をする時間を要しており、交付手続きの対応等に支障をきたしている。

各府省からの第1次回答

通知カードについては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第 16 号。以下「デジタル手続法」という。)により制度上廃止されているが、既に交付されている通知カードの返納の取扱いについては、デジタル手続法の附則により、引き続き従前の取扱いを継続するものとしている。

このため、デジタル手続法の施行日前に通知カードが交付されている場合においては、当該通知カードの返納又は紛失届の提出を求めているところ。その理由は、記載事項に変更が生じていない通知カードは、デジタル手続法施行後も引き続き番号提示書類として認めることとしているため、当該通知カードと個人番号カードを併せて保有していることは望ましくないと考えられることから、原則として返納を求める従前の取扱いを継続しているところ。

一方で、運用上、返納及び紛失届の提出に係る取扱いについて、どのような運用が適切であるかについては、 事務負担にも配慮しつつ、検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

国の方針に基づき全国の市区町村では令和4年度末までに個人番号カードの交付率 100%を目指し、事務を行っているにも関わらず、記載事項に変更が生じていない通知カードをデジタル手続法施行後も引き続き番号提示書類として認める経過措置があるため、個人番号カードへ切り替える必要性を失わせているとともに、市区町村の事務負担も増している。経過措置を廃止し、個人番号の証明を個人番号カードまたは個人番号記載の住民票のみとすれば、個人番号カードの交付を受けていない住民の個人番号提示の手段は確保した上で、一層、個人番号カードの必要性が高まり、市区町村も従来通知カードの事務処理に費やしていた労力を個人番号カードの交付促進に振り向けることができるようになり、交付率の増加につながるものと考えられるので、速やかかつ積極的な対応をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの) 見:	50	か	体 2	引	提案	同技	共	泊加	<i>t-</i>	まえ	踏	答を	次回	第 1	50	省か	各層
-----------------------------	------	----	---	-----	---	----	----	---	----	-----------	----	---	----	----	-----	----	----	----

地方六団体からの意見

各府省からの第2次回答

個人番号の提示に当たっては、個人番号が当該個人の最新の4情報(氏名・住所・生年月日・性別)に紐付くことを確認できる書類の提示を併せて求める制度としているところ、最新の4情報が記載されている通知カードによれば個人番号の提示が可能となることから、個人番号カードを有していない者についても有効に交付された通知カードを利用できないこととすることは適切でないと考えている。

返納の取扱いについては、通知カードは上記のとおり番号確認書類として利用できることから、個人番号カード交付時には返納を求めることが適当と考えている。一方で、実態としては既に通知カードを紛失している場合も多いと想定されることから、デジタル手続法附則第6条の規定に基づきなお従前の例により必要となっている紛失の届出等の事務の簡素化を図りたいと考えている。

なお、マイナンバーカードは、番号確認書類としての機能だけではなく、オンラインでの本人確認を行うことができる電子証明書が搭載されていること等により、コンビニ交付や保険証利用など、その利活用シーンが拡大しているところ。そのため、記載事項に変更が生じていない通知カードが番号確認書類として利用できることにより、個人番号カードの交付を受ける必要性が失われているとは考えていない。

総務省 第2次回答

管理番号

228

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11 その他

提案事項(事項名)

戸籍情報連携システムの運用開始に伴う住民票への旧氏登録時の添付書類の見直し

提案団体

茅ヶ崎市

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

戸籍情報連携システムの運用開始により他市町村が本籍の戸籍謄本等の参照、出力が可能となる予定のため、住民基本台帳法施行令第30条の14第1項、第3項にある、住民票に旧氏記載を求める際に戸籍謄本等その他総務省令で定める書類の添付を求めている規定を廃止すること。

具体的な支障事例

【現行制度について】

戸籍謄本等を「添付」させることになっているため、原本の持参と提出が必要。

【支障事例】

婚姻届と同時に旧氏を登録したい場合、戸籍謄本等の添付が義務付けられているために、婚姻届けの内容が反映された戸籍が出来上がってから戸籍謄本等を取得し、再度旧氏登録の手続きに来庁する必要がある。

【制度改正の必要性】

デジタル手続きのワンスオンリーの原則に従い、戸籍謄本等の添付書類を削減する中、住記の異動についても添付書類が必要な届出を削減する必要がある。戸籍事務内部での連携により、他市町村が本籍の戸籍謄本が参照、出力できるようになれば戸籍謄本等の添付を必須とする必要はないと考える。

また、事例として最も多い婚姻時の旧氏登録(直前の氏に限る)についても婚姻が反映された戸籍謄本等の添付ではなく、戸籍謄本等の参照による確認で届出可能とすることで婚姻届と旧氏登請求の同時提出が可能となり住民の利便性が向上すると考える。

【支障の解決策】

「当該旧氏がその者の旧氏であることを証する戸籍謄本等(戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第十条第一項に規定する戸籍謄本等をいう。第三項において同じ。)その他総務省令で定める書面を添付して」を削除する。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

婚姻時の旧氏登録等の戸籍届出と同時に行う旧氏登録・変更請求の際に戸籍謄本等の添付がなくなることで、 戸籍届出の内容が反映された新たな戸籍の出来上がりを待って再度来庁する必要がなくなり、戸籍届出時の 来庁1回で手続きが完結できる。また、戸籍届出と同時ではない旧氏登録・変更請求の際にも、添付漏れにより 届出ができず再来庁することとなるリスクが軽減される。

根拠法令等

住民基本台帳法施行令第30条の14第1項、第3項、住民基本台帳法施行規則第43条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

水戸市、千葉市、練馬区、八王子市、京都市、枚方市、八尾市、吉野川市、大牟田市、久留米市、熊本市、宮崎市

〇旧氏登録の手続きについて、事前に相談等がある場合は、戸籍謄本等が必要な旨案内しているが、本籍地以外の方が直接来庁された場合は、再度来庁する必要があり、住民の負担が発生していると思われる。

〇一方、求める措置では、戸籍法の一部改正に伴うシステム構築の結果、事務内連携で戸籍謄本を確認することで添付文書を省略できるものと想定されているが、婚姻届と同時に旧氏登録の手続きが行われた場合、その時点では婚姻後の戸籍が作成されておらず、婚姻後の戸籍を確認することは困難である。そのため、婚姻届の受理をもって旧氏登録の手続きを行うことを可能とする手法について、法的な整理が必要と思料する。

各府省からの第1次回答

御提案にある戸籍事務内の連携は、戸籍法に定められた届出の際の戸籍謄本等の添付を不要とするものであり、住民基本台帳法施行令に定められた旧氏登録等事務において戸籍謄本等の添付を不要とすることはできないが、御提案の趣旨を踏まえつつ、どのような対応が可能か、関係省庁と協議の上、検討を進めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

デジタル手続法のデジタル3原則、ワンスオンリーに従い取り組む中で各省庁を跨いで、業務改革(BPR)に取り組む必要があると認識している。

戸籍の情報は、住民基本台帳を整備・管理する上で非常に重要な情報であり、また、市町村の事務においては 戸籍の附票の作成等、戸籍の届出の事務と住民基本台帳に関する事務が密接な関係であることを踏まえ、戸 籍情報連携システムの戸籍事務内連携について、戸籍事務と同様に住民基本台帳事務に関しても情報を利用 できるよう再度検討していただきたい。

さらに、戸籍事務内連携の開始時期に合わせての実現に向けてご検討いただきたい。

また、上記の戸籍情報連携システムの利用が困難なのであれば、住民サービスの向上の観点からも、他の対応について積極的にご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

地方六団体からの意見

各府省からの第2次回答

お示しいただいている支障事例の解決策として、婚姻届が旧氏の記載を求める者の住所地又は住所地となる市町村(婚姻届と転入届を合わせて提出した場合における提出先市町村)に提出されたのと同時に、住民票に旧氏の記載を求める場合において、婚姻届の提出とは別に再度来庁することによる住民の負担が生じないよう、婚姻届が受理され、新しい戸籍が編製される蓋然性が高く、新氏での住民票が作成できると市町村が判断する場合には、旧氏の記載を求める者が婚姻前の戸籍謄本等を添付することにより、市町村長が住民票に旧氏を記載することが可能であるとの解釈を明確化し、地方公共団体へ通知することとしたい。

また、戸籍謄本等の取得についても、戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第 17 号)による改正後の戸籍法第 120 条の2により、本籍地の市町村以外の市町村の窓口でも、戸籍謄本等の請求が可能となることから、旧氏の記載を求める際に本籍地の市町村と住所地又は住所地となる市町村が異なる場合であっても、容易に戸籍謄本等を取得できるようになるため、婚姻届と同時に旧氏の記載を求める場合のみならず、その他の場合で旧氏の記載を求める場合においても、住民負担は軽減され、住民サービスの向上に繋がるものと考えている。

総務省 第2次回答

管理番号

233

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11 その他

提案事項(事項名)

内部統制制度導入に伴う包括外部監査の弾力的な取扱いについて

提案団体

尼崎市、宮城県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

内部統制制度を導入した地方公共団体において、包括外部監査人と地方公共団体が事前に協議し、双方の合意を得た場合には包括外部監査における監査項目を地方公共団体が任意で設定できるよう制度改正を求める。

具体的な支障事例

【制度改正の必要性】

当市では、代表監査委員を含む識見監査委員を2名とも民間から選任するなど、これまでも監査機能の充実に努めてきたなか、このたび、中核市においては努力義務である内部統制制度を導入することとした。しかし、事務負担が過剰になり、取組が形骸化(作業化)することになれば、本末転倒である。

そのような問題意識のもと、実効性のある制度の構築を目指しており、内部統制を推進していくツールの1つとして包括外部監査を活用できれば効率的・効果的と考えるが、地方自治法では、包括外部監査人が監査項目を選定すると定められていることから、市が包括外部監査を弾力的に運用できない。

【支障の解決策】

内部統制の推進にともない顕在化した課題等に対して重点的に監査を実施することが効率的・効果的であることに加え、内部統制制度において抽出したリスクへの対応策のひとつとして監査を組み込むことも考えられることから、市と包括外部監査人が事前に協議し、双方の合意を得た場合に、市が監査項目を任意で設定できるよう地方自治法を改正いただきたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【制度改正による効果】

当市が要望している趣旨は、毎年度、包括外部監査人自らが監査項目を選定する従来の手法から、内部統制を推進するなかで顕在化した課題があれば、市と包括外部監査人が事前に協議し、双方の合意を得た場合は、それを監査対象項目に選定できる道を開くものである。特に顕在化した課題がない場合は従来通り包括外部監査人自らが監査項目を選定する、数年に一度は監査人が選定したテーマで実施するなどの運用も考えられ、包括外部監査の実施やその意義を否定するものではない。

個別監査制度を活用することも考えられるが、そもそも内部統制制度の整備にかかる事務が発生するなか、監査にかかる事務量が相当増加することになる。

今回の提案は、すでに義務となっている既存制度の趣旨を踏まえつつ、包括外部監査の活用を図ることで、より 効率的に内部統制制度の実効性向上を目指すものであり、それにより、適法・適正な行政運営ならびに市民から信頼される組織運営につながるものと考える。

根拠法令等

地方自治法第 252 条の 27、252 条の 37

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

半田市、京都市、熊本市

各府省からの第1次回答

包括外部監査は、地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な識見を有する者が自己の識見に基づき、当該地方公共団体の事務の適性な執行を確保する観点から必要と判断した事件を特定して、監査を行い、その結果を報告することにより、地方公共団体における監査機能の専門性・独立性の確保及び地方公共団体の監査機能に対する住民からの信頼の確保という意義を有するものである。

このため、包括外部監査における監査の対象を地方公共団体の長が任意で設定できるようにすることは、包括外部監査の意義を損なうものである。

一方、現行の包括外部監査においても、包括外部監査人は当該包括外部監査対象団体の実情やその時点の地方公共団体全体の置かれた状況、社会経済情勢等を十分踏まえて、自己の能力や専門とする分野などを考慮して事件を選択しなければならず、その際に、包括外部監査対象団体の長やその他の執行機関、それらの職員などから意見を聴くことも可能であるため、地方公共団体の長と包括外部監査人が意見交換をした上で、包括外部監査人の判断で内部統制により顕在化した課題等を監査項目とすることができるものと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地方公共団体における監査機能の専門性・独立性の確保及び地方公共団体の監査機能に対する住民からの 信頼の確保という包括外部監査の意義は理解できる。

一方、平成 29 年に地方自治法が改正された際、内部統制の推進に合わせて監査機能の拡充等も行われていることを踏まえると、包括外部監査の運用についても同様に見直されるべきとものと考えられる。

包括外部監査の意義や趣旨を踏まえると、監査項目の最終決定は監査人が行うことは理解するものの、内部統制の推進により顕在化した課題に対して地方公共団体の組織に属さない専門的な識見を有する包括外部監査人が監査を行うことで、より信頼される地方公共団体の実現が可能になるのではないか。また、このように内部統制制度と包括外部監査を連携して取組むことは、行政運営を行ううえで効率的かつ効果的であると考えている。

よって、今回の一次回答をふまえ、当市では、令和5年度から次の変更後の手法を採用したいと考えているが問題はないか。

(変更前)包括外部監査人自らが監査項目を選定する。

(変更後)内部統制を推進するなかで顕在化した課題があれば、市と包括外部監査人が事前に協議し、双方の合意を得た場合は、それを監査対象項目とする。特に顕在化した課題がなければ、従来通り包括外部監査人自らが監査項目を選定する。

また、この変更にあわせて、包括外部監査人が監査項目を決定する際には、内部統制を推進している自治体が公表している内部統制評価報告書で示される結果に留意する旨の通知文等を、国から自治体に対して発出できないか。

各府省	からの第	[1次回]答を踏ま	えた追加共同]提案団体が	ゝらの	見解
-----	------	------	-------	--------	--------	-----	----

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

提案団体が示している(変更後)の手法については、1次回答のとおり、包括外部監査は地方公共団体における 監査機能の専門性・独立性の確保及び地方公共団体の監査機能に対する住民からの信頼の確保という意義 が没却されないよう運用されるべきと考えており、包括外部監査の監査項目は包括外部監査人の判断で決定さ れるものである。

また、提案団体が発出を求めている通知については、包括外部監査の意義を損なうおそれがあるため、発出することは適当でないと考えるが、1次回答のとおり、包括外部監査人の判断で内部統制により顕在化した課題等を監査項目とすることができるものと考えており、本回答を参考とされたい。

なお、内部統制により顕在化した課題等を監査項目とすることは、地方公共団体の長の要求に基づく個別外部 監査においても対応できるものと考える。

総務省 第2次回答

管理番号

237

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09 土木・建築

提案事項(事項名)

市町村長が空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき電気、ガス等の供給事業者の保有する契約情報の提供を受けることが可能であることの明確化及び税情報等の開示範囲の拡大

提案団体

川崎市、札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、名古屋市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

制度の所管・関係府省

総務省、経済産業省、国土交通省

求める措置の具体的内容

市町村長は、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行のため必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができるとされているが、電気、ガス等の供給事業者が保有する契約情報の提供を受けることが可能であることを、通知等により明確化することを求める。あわせて、課税保留や差押え情報が取得できるよう、税情報等の開示範囲の拡大を求める。

具体的な支障事例

「「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)」において、空家の所有者等の特定に当たり想定される調査方法として、水道・電気・ガスの供給事業者の保有情報や郵便転送情報の確認調査などが挙げられており、民間事業者の保有する契約情報について、空家対策の取組のために取得可能と捉えることができる表現となっている。

しかしながら、当市において本ガイドラインをガス事業者に対し示したうえで使用者情報を開示することが可能か確認したところ、ガス事業法において許容される目的外提供に当たらないことから開示について難色を示された事例がある。実際は各事業法において契約情報の目的外提供が禁止されているため、市町村長による空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく情報提供の求めを受けて契約情報を提供する場合には各事業法における契約情報の目的外提供の禁止規定に反することにはならない旨が明確になっていなければ、事業者は契約情報を市町村に提供してよいか判断ができないものと考えられる。

電気、ガス等の供給事業者が保有する契約情報について、その提供が可能であることを、通知等により明確化することを求める。

次に、現行においては、課税台帳による取得可能な情報として空家所有者の氏名、住所、電話番号が開示されており、空家所有者の把握については有効であるが、空家等への対応を効果的、効率的に進めるためには、課税保留や差押え情報等個別の空家の詳細な情報を把握する必要があると考える。課税保留の状況が把握できれば、所有者調査に時間をかけることなく、初期段階から所有者不明空家として相続人調査に着手し、相続財産管理人制度の活用に向け必要な費用について予算措置ができ、迅速に対応が進められる。また、差押え情報が把握できれば、空家特措法による措置を一時見合わせるなど、個別の対応を迅速に判断できることから、あわせて幅広に税情報等の開示範囲の拡大も求める。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

電気、ガス等の供給事業者が保有する契約情報を活用することで空家等の所有者を迅速に把握できる。また、 税情報等を活用することで、空家等の所有者に対して効果的、効率的な対応を進めることが可能となる。

根拠法令等

空家等対策の推進に関する特別措置法第 10 条、ガス事業法第 54 条、電気事業法第 23 条、地方公務員法第 34 条、地方税法第 22 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

深川市、いわき市、ひたちなか市、千葉市、松本市、浜松市、豊田市、京都市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋 川市、山陽小野田市、久留米市、大分県

〇当市は水道情報を基本に対応しているので、電気・ガス供給事業者への照会は行ったことはないが、一部の空き家においては水道の未加入があるので、そのような場合に電気・ガスの契約情報が得られることは有益であると思われる。また、相続人不存在により課税保留となっている情報が活用できることは、提案のとおり財産管理制度の適用を早い段階で検討できるなど、空き家対策にとって非常に効果的と考える。(可能であれば、税部門が相続人不存在を把握した時点で、空き家対策部門にその旨の情報提供がなされる仕組みが必要と考える。)

〇当市では、特定空家の所有者の所在が不明であることから不在者財産管理人選任申立てを行ったが、財産目録の作成にあたり負債を把握するため電力会社に使用料の未納の有無を照会したが教えてもらえず、また、税部局に市税の滞納情報の提供を求めたが地方税法第 22 条の守秘義務により教えてもらえなかった。通常の空家対策においても固定資産税額等の情報提供を受けることができないが、納税額や滞納情報などの経済状況を把握したうえで改善の働きかけを行うことができれば所有者の実情にあわせて効果的なアプローチが可能になる。税情報の提供の考え方は、平成 27 年2月 26 日付け総税固第 15 号「固定資産税の課税のために利用する目的で保有する空家等の所有者に関する情報の内部利用等について」において、地方税法第 22 条の守秘義務に抵触しないものとして、空家等の所有者等の氏名、名称、住所、電話番号に限定して明記されていることに起因するが、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行のために必要な限度の情報は上記のみではないため、守秘義務の解除について柔軟な対応を求める。

〇住民票上は空家の住所のまま、所有者等の所在不明である状態が時々ある。電気、ガスなど行政では分からない情報も駆使して、所有者の所在が分かれば、解決困難な空き家への対策の一助になると考える。

〇当市においても、民法の財産管理人制度を活用して管理不良空家等の措置を進めた事例があるが、管理人の申立を行うかどうかを判断する際に、空家等の老朽化の状況だけでなく、申立て費用や予納金が回収できるかどうかについても、大きな判断材料となっている。当該空家所有者の市税の滞納状況や財産差押等の債務に関する情報があれば、必要費用の回収の見込みが立てられるので、財産管理人申立制度を利用しやすくなると考える。

各府省からの第1次回答

【総務省、経済産業省、国土交通省】

空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)第 10 条第3項において、「市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。」とされており、提案にある電気、ガス等の供給事業者が保有する情報についても、同項を根拠として提供を求めることができる。

その上で、電気やガス等の供給事業者が保有する情報については、各法を所管している省庁間で協議の上、 空家法第 10 条第3項に基づき、情報提供を求めることができる情報として位置づけられていることについて各 事業者への通知等について必要な対応を検討したい。

【総務省、国土交通省】

次に提案後段の税情報の開示範囲の拡大についてであるが、固定資産税の課税関係情報については地方税 法第22条の守秘義務の対象となり、原則として外部に提供できないところ、他の行政機関から法令の規定に基 づき情報の提供の求めがあった場合には、その重要性や緊急性、代替的手段の有無、全体的な法秩序の維持 の必要性等を総合的に勘案し、保護法益間の比較衡量を行った上で、必要な範囲内で行う情報提供について は守秘義務に抵触しないと解されている。

このため、空家法において「市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。」(空家法第10条第1項)と規定し、情報提供の求めに関する規定を設けた上で、「固定資産税の課税のために利用

する目的で保有する空家等の所有者に関する情報の内部利用等について」(平成 27 年2月 26 日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課長・総務省自治行政局地域振興室長通知)を発出し、地方税法第 22 条の守秘義務に抵触することなく、空家法の施行のために必要な限度において、空家等施策担当部局が法に基づく措置を講ずる目的のために、内部で利用することが可能な情報その範囲を明確化しているところである。

他の法令により固定資産税の課税情報を利用できる場合においても、内部利用できる情報は所有者の氏名等に限られているものであり、提案にある課税保留情報や差押え情報については、空家等の所有者等の氏名、住所、電話番号のような「空家法の施行のために必要な限度」の情報とはいえないことから、内部利用の対象とすることは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

空家等の所有者を迅速に把握し、空家対策を効果的・効率的に推進していくためにも電気やガス等の供給事業者が保有する情報を活用することは重要だと考えている。そのため、各事業者への通知の発出時期等を具体的に御教示いただきたい。

また、税情報の開示範囲の拡大に関して、空家特措法の目的を達成するために、空家対策を推進していくには、空家に関して効果的・効率的により多くの詳細な情報を正確に把握する必要がある。課税保留がされている空家については、所有者が不明または不存在であることが概ね特定できることから、課税保留に関する情報が把握できれば、指導等に至るまでの時間の浪費を解消できるメリットに加え、空家特措法の手続きによらず、財産管理人制度の活用など、より合理的な手続きを早い段階で判断できるため、把握すべき重要な情報の一つで「空家特措法の施行のために必要な限度」の情報といえると考える。

課税保留に関する情報を把握するための代替手段はないと考える。また、迅速な空家の課題解決を図ることで、防災、衛生、景観面等の地域住民の生活環境が向上し、地域住民の生命、身体又は財産を保護することができる。地方税法上の空家所有者の保護と空家特措法上の地域住民の生命、身体又は財産の保護を比較衡量しても、課税保留の情報については、公益上有益で必要な範囲内で行う情報提供であると考えられるため、その必要性を総合的に勘案し検討いただきたい。

なお、差押えの情報については、登記簿謄本の取得によることも可能であると考えるため、当市において、より 効率的な情報の把握について、引き続き検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【茨木市】

税情報の開示範囲の拡大に関して、課税保留情報や差押え情報など空家等の所有者等の氏名、住所、電話番号以外の情報は空家法の施行のために必要な限度の情報とは言えず、内部利用の対象とすることは困難との回答であったが、空家対策を担う市町村の実務においては上記のみの情報では不十分であり、空家対策を行う上での阻害要因となっている。例えば、財産管理人制度を活用する場合や、通知しても連絡がない管理不全の空家所有者に対する更なる働きかけの際は、納税額や滞納情報などの情報が得られれば、より効果的な対策が可能となる。平成 27 年に空家法が施行されて5年以上が経過しており、現状を踏まえた運用の見直しを行う時期にあるのではないか。今後ますます空家の増加が予想されることに鑑みて、実効性の高い空家対策を行う観点から、空家法の施行のために必要な限度の情報について見直すとともに、あわせて地方税法第 22 条の守秘義務の解除を柔軟に行うことが必要であると考える。

地方六団体からの意見

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

各府省からの第2次回答

電気やガス等の供給事業者が保有する情報については、空家法第 10 条第3項に基づき、情報提供を求めることができる情報として位置づけられていることについて、関係府省間で協議の上、令和4年度内を目途に各事業者への通知を行うこととしたい。

税情報の開示範囲の拡大に関して、提案団体からは課税保留情報の代替的手段はないと見解を示されており、確かに「課税保留情報は課税情報以外から取得することはできない」と考えるが、一方で本来代替的手段の有無という論点においては、課税保留情報から得ようとしている効果である「所有者が不明または不存在であることが概ね特定できる」ことについて、「課税保留情報が代替的手段のない情報であるか」が検討されるべき点であると考える。

この点については、既に空家法において利用可能とされている戸籍情報等の情報を調査することから得ることが可能であるものと考えられ、代替的手段については存在するものであること等を踏まえれば、課税保留情報については「空家特措法の施行のために必要な限度」の情報とはいえない。

このため、ご提案の税情報等の開示範囲の拡大については対応が困難であると考える。

総務省 第2次回答

管理番号 241 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 11_その他

提案事項(事項名)

国の「都道府県を経由した市町村への照会」の照会方法の見直し

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

国の照会における、中間取りまとめの段階において、都道府県で意思決定が必要なもの以外の照会については、総務省の「調査・照会(一斉調査)システム」を使用すること

具体的には、都道府県を経由した市町村への照会を「パターン A: 定期的な照会で、調査項目に変化がないもの」「パターン B: 照会先の個別の状況を確認するもの」「パターン C: 中間取りまとめの段階において、都道府県で意思決定が必要なもの」に分け、パターン A 及び B については、一斉調査システムを使用すること

具体的な支障事例

国と市区町村の間に立つ都道府県では、日々の照会・回答業務に多くの時間を費やしている。市町村数が多い 当県においては、国からの1回の照会あたりの職員負荷も大きく、全市町村への通知転送、回答状況の確認・ 催促、回答集約といった「中間とりまとめ作業」の効率化は庁内業務改革において優先度が高い課題となってい る。

先般、担当者の連絡先に関する照会について、県で市町村の担当者連絡先を取りまとめ、国の様式(Excel)に転記を行った。県から市町村への照会については指定がなかったため、調査・照会(一斉調査)システムを用いて市町村へ照会の上、集計データを出力し、国の様式(Excel)へ転記を行った。当該システムは国が使うことも可能であり、国から直接、都道府県及び市区町村へ照会し、フォームへ入力させることで事務負担軽減につながったのではないかと思料。

(具体事例: 令和3年度 DX 推進担当者の調査について(照会)総務省自治行政局地域情報化企画室 令和3年7月5日付け事務連絡)

また、市町村からは調査・照会(一斉調査)システムの通知を見逃すとの声もあるが、これはシステムを使ったりメールを使ったりと照会のやり方が定まっていないため出てくる意見だと考えられる。どの照会についても同じシステムが使われる前提であれば見逃しも無くなると考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地方公共団体職員の事務負担軽減

不要な中間とりまとめ(都道府県作業)が削減されることで、取りまとめ段階でも意思決定が必要な照会への回答に注力可能。また、パターン A の比率が高まることで、市町村業務の改善にも繋がる。

また、今年度実施した本県の全庁業務量調査において、「照会・回答に係る全庁業務量」は 240,464 時間、4.8 億円の人件費(時給 2,000 円とした場合)となっている。

根拠法令等

_

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの) 宮城県、郡山市、鳥取県、高松市、高知県、熊本市

各府省からの第1次回答

調査・照会システムにより、地方公共団体職員の事務負担の軽減が期待できることから、ご提案を踏まえ、各府省に対し、調査・照会システムの使用を促すことについて検討したい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

各府省庁に対し、既存の調査・照会システムを最大限利活用する(さらに、利活用の状況に応じて同システムの改善も併せて進める)ことを 周知徹底していただきたい。また、各府省庁がお互いのデータを共有できれば新たな政策・施策の企画立案など、イノベーションにも類似の照会が行われることが無く、より適切な質問の仕方になる等、改善につながりうると考えられるため、オープンデータやデータ連携についても検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

ご提案を踏まえ、各府省に対し、調査・照会システムの積極的な使用を働きかけることとしたい。

総務省 第2次回答

管理番号

243

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11 その他

提案事項(事項名)

補助金支出事務の私人委託を可能とする見直し

提案団体

長野県、宮城県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

地方自治法施行令第 165 条の3で規定する、私人に支出の事務を委託することができる経費に補助金を加えることを求める。

具体的な支障事例

【現行制度】

地方自治法施行令第 165 条の3では、私人に支出を委託することができる経費を列挙しているが、補助金は対象外となっている。

【支障事例】

当県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者を支援するため、EC サイトで県産品を販売する場合に、商品送料相当分の経費を県で支援し、販売促進につなげる事業(県産品 EC サイト送料無料キャンペーン事業)を実施する予定としている。

本事業においては、500 者程度の事業者を支援する見込みであり、事務量が膨大になることから、職員の負担 軽減のため、当該事業に係る事務の一切を民間へ委託しようと検討したが、地方自治法第 243 条の規定により、支出事務そのものは民間へ委託ができず、補助事業として県直営で実施すべきではないかとの疑義が生じている(申請書類の受付・確認等の支払いに直接関係ない事務は委託可能との整理)。

また、他県においても、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた県産食品事業者(約 200 者想定)を支援するための EC 送料支援事業を検討する中で、同様に支障を感じた事例がある。

【制度改正の必要性】

コロナ禍における事業者支援のように、短期間に多くの者への支援が必要な場合、補助金の支出を委託できないと、地方自治体のマンパワーでは対応できず、迅速かつ効率的な支援策が実施できない恐れがある。

【支障の解決策】

そこで、補助金の支出についても民間へ委託することができるよう、支出事務の私人委託における制限を見直すことで、迅速かつ効率的な事業者支援が可能となる。

なお、国においては本規定がないため、一切の業務を委託することが可能となっている(例:持続化給付金を商工会議所等へ委託)。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

私人に支出事務を委託することができる経費に補助金を追加することで、申請書受付から支払いまで一括して民間に業務委託でき、地方自治体職員の事務負担軽減が図れるとともに、迅速かつ効果的な事業者支援が可能となる。

根拠法令等

地方自治法第243条、地方自治法施行令第165条の3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

八王子市、川崎市、京都市

〇利子補給事務を行っている。申請件数は令和3年度 16,047 件であった。年間1万件を超えるため、申請は金融機関を代理人として取りまとめており、申請に係るデータ整理の事務を委託化し負担の軽減を図っているが、地方自治法上、支出を委託できず、また振込も金融機関あてまとめて行うことが出来ず、口座のデータ確認も含め膨大な支出(振込)事務が発生している。

各府省からの第1次回答

「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和2年12月18日閣議決定)において、「公金取扱いの制限(243条)については、(中略)金融機関の統廃合やデジタル・ガバメントの推進など、公金を取り巻く状況の変化を踏まえた上で、多様な決済手段の確保の観点から、地方公共団体の財務に関する制度全般の見直しの中で、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、(中略)その在り方について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とされていることから、支出事務の委託制度については、この方針に基づき、その在り方の見直しを検討することとしているが、補助金の支出事務を私人に委託できることとすることについては、当該支出に係る責任関係が不明確とならないか、受託者の恣意的な支出が行われることにより地方公共団体が損害を被ることとならないか等の観点から慎重に検討する必要があると考える。本提案については、採択することができるかも含めて検討することとしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

ご指摘のとおり補助金の支出事務の私人委託については、責任関係が不明確とならないか、また受託者の恣意的な支出が行われることにより地方公共団体が損害を被ることとならないか等の懸念があることは当県においても認識している。

しかしながら、私人へ支出事務を委託する場合には、委託契約の中で、責任関係を明確にすることは十分可能 と考えられ、また例えば、契約書に損害を与えた場合の賠償責任に関する条項を設けておけば、仮に恣意的な 支出が行われたことにより損害が発生しても、一定程度は担保することが可能となるのではないか。

さらに、補助金事務を委託する場合、交付対象や金額の決定に一定の判断が必要な補助金については、支出事務自体は委託する一方で、交付決定や額の確定の手続きは行政が自ら行うか、行政と受託事業者との合議により決定を行うなど一定の関与を行うべきであると認識している。

この場合、受託事業者は、行政の責任で決定した交付対象や補助金額に従って、単純に相手方に支出事務を行うだけであり、恣意的な支出が行われる恐れは極めて少なくなると考えられる。

なお、交付対象や金額が客観的に決まり判断の余地がないような補助金については、行政によるチェック機能 を導入しつつ、受託事業者に補助金事務の全てを委託することもできる場合もあり得るのではないか。

以上のように補助金の支出事務の私人委託については、補助金の制度設計を工夫すること等により、責任関係の明確化や受託者による恣意的な支出の防止など、懸念されている課題をクリアできることから、早期の対応をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

地方自治法においては、公金の性格に鑑み、私人に公金を取り扱わせることを原則として禁じつつ、私人に公

金を取り扱わせても責任関係が不明確とならず、公正な取扱いが期待され、かつ、経済性が確保できる経費であって、地方自治法施行令で定めるものに限り、私人委託が認められているところである。このことから、補助金の支出事務の委託については、地方公共団体と私人との間で自由に締結される契約を前提として認められるものではなく、その可否については補助金の性格を踏まえて判断する必要がある。これを踏まえ、補助金の支出事務を私人に委託できることとすることについては、当該支出に係る責任関係が不明確とならないか、受託者の恣意的な支出が行われることにより地方公共団体が損害を被ることとならないか、提案のような方法をとりうるか等の観点から慎重に検討する必要があると考えているところであり、本提案に

ついては、委託することの可否も含めて検討することとしたい。

総務省 第2次回答

管理番号

246

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11 その他

提案事項(事項名)

電子証明書の更新及びマイナンバーカードに係る各種パスワードの初期化・再設定手続の非対面化

提案団体

特別区長会、龍ケ崎市、大磯町、豊田市、砥部町、佐世保市、宮崎市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

マイナンバーカードに搭載されている「電子証明書の更新」や「各種パスワードの初期化・再設定」の手続を、区市町村の窓口等、対面による手続に限定せず、コンビニのキオスク端末やオンラインでも可能とするなど、来庁せずかつ職員の手を介さない手法でも手続ができるよう、公的個人認証サービス事務処理要領における「市区町村の窓口など対面による手続」に関する記載(記載例:市区町村受付窓口に提出、ICカードを持参する必要等)を改定し、コンビニやオンライン(マイナポータル等)でも手続ができることを明文化する等、必要な措置を求める。

具体的な支障事例

【現行制度】

電子証明書の更新や各種パスワードの初期化・再設定については、申請者の本人確認のため、区市町村の窓口など対面による手続が必要とされている。

【支障事例】

近年マイナンバーカードを活用する機会が増えてきたこともあり、いざ活用する場面になって、電子証明書の有効期限切れやパスワードの失念等により使用できないことが発覚し、更新等の手続のために来庁した方で、区役所等の窓口が混雑するケースが増えている。

【制度改正の必要性】

マイナンバーカードの新規発行数は、ここ数年で急増しており、当区では令和4年5月1日現在で55%が保有している。今後全国的にも、短期間でカード保有者が急増していくことが見込まれる。令和7年度以降、当区にはマイナンバーカードの電子証明書の更新等のために、毎年3万から4万人が来庁することが見込まれ、窓口運営に支障をきたすことが懸念される。

【支障の解決策】

署名用電子証明書のパスワードの初期化・再設定については、専用アプリによる顔認証等により、コンビニのキオスク端末でも手続が可能となった。

電子証明書の更新や各種パスワードの初期化・再設定についても、同様の手法を活用するなど、コンビニやオンラインでも手続ができるようにしていただきたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

電子証明書の更新手続や各種パスワードの初期化・再設定がコンビニやオンラインなど、来庁しなくてもできるようになることで、利用者は時間や場所に縛られず、いつでも、どこからでも手続ができるようになり、利便性が 大きく向上する。

また行政側についても、窓口対応時間が縮減され、業務の効率化につながる。

根拠法令等

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第9条、公的個人認証サービス事務処理要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、郡山市、水戸市、ひたちなか市、小山市、川越市、桶川市、富士見市、柏市、八王子市、金沢市、半田市、豊中市、八尾市、富田林市、寝屋川市、西宮市、倉敷市、吉野川市、今治市、高知県、大牟田市、久留米市、熊本市、宮崎県

〇マイナンバーカードの利活用が広がると、電子証明書の更新や暗証番号の初期化、再設定等が必要となる 市民が多くなる。カードを取得した後の市民サービス向上の声も市民から上がっている現状があるため、非対面 化といった手続きの必要な措置を求める。

〇電子証明書を含めた更新は5年ごとに必要である。対面を前提とした現行では、交付件数が多い年度から起算して5年ごとに市の事務量が増え、年度間の業務量の平準化ができない。

市区町村窓口等を介さずにできるようになることで、市民の利便性が向上され、行政側の負担も軽減できる。

〇当市におけるマイナンバーカードの交付件数は制度の初年及びマイナポイント実施年の2つのピークがある。そのため、令和8年には平成28年にカードの交付を受けた市民の有効期限切れに伴う再交付対応と令和3年にカードの交付を受けた成人の電子証明書更新・未成年の再交付対応が重複し、こうしたケースだけで年間3.5万人の来庁者が見込まれる。また、令和8年にはカードの交付率が現在の倍以上になり、これまで以上の券面更新・暗証番号再設定等の事務が生じることが想定される。庁舎窓口カウンターの構造や統合端末・住基ネット回線の手配を考えると臨時的な窓口増設等による処理能力増強には限界があるため、窓口事務・バックヤード事務に支障をきたすことが懸念される。

〇当市においても、今後、年3万~5万人の更新が見込まれる。オンラインやキオスク端末などで手続きが可能となることで、窓口対応時間が短縮され、更新手続きの促進にもつながると考える。

各府省からの第1次回答

電子証明書の発行の際は、市区町村の窓口において対面での本人確認を経て発行することで、国際的な基準 (米国立標準技術研究所 (NIST) の認証に関するガイドライン (NIST SP 800-63-3)等)を踏まえて策定されている「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」上、最高位の保証レベルを実現している。仮に、自身のパソコンやスマートフォン等を用いて、オンラインで本人確認を行い、電子証明書を発行する場合、他人には知られてはいけない秘密鍵をインターネット回線に流すというセキュリティ上の問題が生じる。また、ガイドライン上も保証レベルが下がってしまうため、電子証明書の活用範囲が限定されてしまう可能性がある。したがって、本人確認を対面で行い、電子証明書を発行することで、オンラインでも安全・確実に本人確認を行える、極めて高い認証強度を持ったデジタル社会の基盤となるツールとなっていることから、マイナンバーカードの電子証明書をオンラインで発行・更新することは、現在のところ、想定していない。

また、パスワードは原則として本人のみが知っているものであり、認証の1要素を構成するものであるから、各種パスワードの初期化・再設定については、適切な本人確認を行った上で手続を行う必要がある。署名用電子証明書の暗証番号の初期化・再設定については、令和2年度における特別定額給付金実施時の状況を踏まえて、利用者証明用電子証明書の暗証番号の確認及びカードのIC チップ内の顔画像とスマホで撮影した顔写真の照合を複合的に組み合わせることよって、対面によらずに本人確認を実現し、コンビニのキオスク端末を用いて行うことができるようにしている。一方で、署名用電子証明書以外の暗証番号について、対面での本人確認を行わずに初期化・再設定を行うことができるようにすることについては、認証強度が確保できるかとの観点やシステム開発に係る費用対効果の観点から慎重な検討が必要と考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

電子証明書の「発行」の際に、市区町村窓口において対面での厳格な本人確認を行っていることを踏まえると、「更新」の場合の本人確認は「発行」の場合と分けて論じるべきと考える。また、署名用電子証明書の暗証番号の初期化・再設定については、現状、オンラインによる本人確認が可能になっている。これについては国も適切な本人確認の方法として認めているところであり、これを電子証明書や他のパスワード更新にも適用できるよう検討いただきたい。

秘密鍵に関するセキュリティ上の問題を指摘されているが、令和4年度中の実現を目指すマイナンバーカード機

能のスマートフォン搭載等に関して「オンラインで電子証明書をスマートフォンに発行」するとされており、このような最新技術の活用や、コンビニのキオスク端末を用いる等、セキュリティを確保する手段を検討いただきたい。 署名用電子証明書以外の暗証番号を、対面での本人確認を行わずに初期化・再設定することに関しては、例えば、ワンタイムパスワードと顔写真の照合を併せた複合的な認証を行うなど、認証強度の設計次第で対応できると考えられる。

システム開発に係る費用対効果については、1700を超える市区町村が被る対応にかかる時間や費用、住民の来庁負担等を考慮すれば導入の効果は絶大であり、論じるまでもないと考える。

市区町村は、特別定額給付金やマイナポイント事業実施に伴い生じたマイナンバーカード関係事務と同等の負担を、今後、更新時期到来の度に被ることとなるが、その負担はマイナンバーカードが普及するに伴い、更に増大する恐れがあるため、国においては、こうした現状を十分に考慮した上で、至急の検討を進められたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

地方六団体からの意見

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

電子証明書の更新について、例えば、令和4年度中の構築を目指しているマイナンバーカード機能のスマートフォン搭載においては、インターネット回線上に秘密鍵を流さずにスマートフォン用電子証明書が発行できると聞いているが、こうした最新の技術を活用又は応用するなどして、保証レベルを維持したまま電子証明書を更新可能とすることを目指すべきではないか。

署名用電子証明書以外の暗証番号についても、オンラインでの本人確認による初期化・再設定手続の実現を検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

電子証明書の「更新」は、実態としては、新しい電子証明書を発行していることから、第1次回答のとおり、国際的な基準(米国立標準技術研究所(NIST)の認証に関するガイドライン(NIST SP 800-63-3)等)を踏まえて策定されている「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」上、最高位の保証レベルを実現する観点から対面での本人確認は維持する必要がある。

また、マイナンバーカードの電子証明書のスマートフォン搭載については、秘密鍵と公開鍵の鍵ペアを作成する機能を有するチップが搭載されたスマートフォンにおいて鍵ペアが作成され、当該スマートフォンからインターネット回線を通じて公開鍵の送信を受けた地方公共団体情報システム機構が電子証明書を発行し、当該電子証明書がスマートフォンのチップ内に搭載される仕組みであるが、マイナンバーカードのICチップは、そもそも鍵ペアを作成する機能を有していないことから、電子証明書のスマートフォン搭載類似の仕組みで、電子証明書の更新を行うことは仕様上不可能である。

コンビニのキオスク端末において署名用電子証明書以外の各種暗証番号の再設定を可能とすることについては、4桁の暗証番号の再設定のために、①IC チップに記録された顔写真と本人がスマートフォン等で撮影した顔の照合による認証、②6~16 桁の暗証番号による認証によって本人確認を行うこととなるが、4桁の暗証番号を忘れてしまい再設定が必要となった者が6~16 桁の暗証番号を覚えている場合は少ないのではないかと考えている。一方で、上記の方法を採用しない場合においては、認証強度を確保することができる他の方法を考えることができるか、システム開発等に係る費用対効果をどの程度見込むことが可能か、慎重な検討が必要と考えている。

その上で、令和7年度以降に電子証明書の大量更新が見込まれることは認識しており、その事務処理を行う体制を構築することができるよう、市町村の負担軽減を図ることは重要であると考えており、既に可能となっている郵便局への事務委託が更に広がっていくよう引き続き日本郵便株式会社とも連携して取り組んでいくほか、市町村窓口等における本人確認や電子証明書の発行可否の決定以外の事務(統合端末を用いたシステム上の電子証明書発行処理や失効処理等)については、民間事業者に委託できる範囲を拡大するなど、引き続き市町村の負担軽減に向けて取り組んでまいりたい。

総務省 第2次回答

管理番号 262 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 05_教育・文化

提案事項(事項名)

中核的民間国際交流組織の地域国際化協会認定にあたり、地域国際交流推進大綱への位置づけを不要とすること

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

中核的民間国際交流組織の地域国際化協会の認定において地域国際交流推進大綱への位置付けを廃止すること

具体的な支障事例

中核的民間国際交流組織の地域国際化協会の認定において地域国際交流推進大綱への位置付けが必要とされているが、当市の総合計画においても在住外国人との共生の推進を柱に位置付け、KPIを設定し、取り組んでいくこととしており、内容に重複が見られる。

また、公益財団法人国際コミュニティセンターは当市の外郭団体であり、地域国際化協会に対する国からの各種支援を受けることだけを目的に同大綱を策定していることは実質的な策定意義が薄く、非効率的な業務となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる

根拠法令等

地域国際交流推進大綱の策定に関する指針、地域国際交流推進大綱及び自治体国際協力推進大綱における 民間団体の位置づけについて

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

古北旧	仙丛士	抽描店士	泛州士	
呂观乐、	侧古巾、	相模原市、	、洪仏巾、	山口県

各府省からの第1次回答

地域国際化協会の認定において、同協会を「地域国際交流推進大綱」に位置づけることを求めていた点について、認定基準から削除する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答のとおり、対応を進めていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

_

地方六団体からの意見

【全国知事会】

国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、政策実施の方法などの見直しを行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

回答いただいた内容について、実施するスケジュールについてお示しいただきたい。

各府省からの第2次回答

地域国際化協会の認定において、同協会を「地域国際交流推進大綱」に位置づけることを求めていた点について、令和4年度中に認定基準から削除する。

総務省 第2次回答

管理番号

269

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

08 消防・防災・安全

提案事項(事項名)

公共施設等総合管理計画の簡素化及び記載事項の見直し

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

公共施設等総合管理計画を簡素化すること。各分野の個別施設計画で定めている記載事項との重複はなくすこと。

簡素化とは具体的には、「令和4年4月1日付公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」で示される「記載すべき事項」および「総合管理計画策定・改訂に当たっての留意事項」において指示している内容の簡素化をお願いしたい。

具体的な支障事例

国の「インフラ長寿命化基本計画」の行動計画にあたる、「公共施設等総合管理計画」は、総務省からの要請 (平成26年4月)を受けて策定している。

- ①各分野の個別施設計画(インフラ長寿命化計画)で記載済みの事項を再掲したり、計画期間や集計方法の異なる各計画間の数値を再調整したりする必要がある。
- ②施設の再編等の中長期的な方針について、合意形成には時間がかかるため、一律に定められた期限までに、財源の裏付けのある中長期的な経費の見込みを作成するのは困難である。

上記2点の理由により策定に多大な事務負担を要している。

また、記載すべき必須事項が細かく指定されているが、一部については、国からの他の照会において回答し、ホームページに公開しているデータとの重複がみられるため非効率である。

一律に定められた期限とは、総合管理計画の見直し期限のこと。総合管理計画の計画期間は各都市でそれぞれ定めており、定められた見直し時期と計画期間の終了とが近いと、度々計画に時間を割かれることになる。また、計画期間終了(次期計画策定)に向けて、各施設の方針について議論を進めている場合、その途中で公表する数値は議論が不十分なものになる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

策定に係る事務負担が低減され、事業実施に注力することができる

根拠法令等

平成 26 年4月 22 日「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」総財務第 74 号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、ひたちなか市、高崎市、川崎市、相模原市、田原市、滋賀県、京都市、城陽市、山口県、高松市、大村市、熊本市、鹿児島市

〇提案団体も指摘しているように、公共施設等総合管理計画の策定・改訂には、その過程の合意形成も含め多大な事務負担を要する。

また、計画に記載すべき事項を逐次追加し、その度に見直し期限を設定するこれまでのやり方が続けば、実情を無視した形式的な改訂作業を繰り返す事態に繋がりかねない。

総合管理計画を形骸化させることなく、地域の実情に即した公共施設マネジメントの推進に注力していくためにも、提案団体の求める記載すべき事項の簡素化とともに、見直し期限の設定についても見直しを求める。

〇当市においても、国からの要請により、追加で記載すべき事項への対応を含めた計画の見直しを令和3年度に行ったが、「令和4年4月1日付公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改定等について」において、記載すべき事項として「脱炭素化の推進方針」等が追加項目として新たに掲げられている。今後も、指針が改定される度に記載事項の追加等が行われることにより、計画に見直しのタイミングの検討や見直しに伴う事務量の増大が予想される。

〇策定指針のうち、第一の二の(4)については平成26年当時の指針に比べ、項目が7から14と倍増している。項目の増加は、検討や調整に要する時間の増加に直結し、円滑な計画の策定に支障が生じる。

各府省からの第1次回答

公共施設等総合管理計画の記載事項は、インフラ長寿命化基本計画や、骨太の方針・改革工程表で盛り込むべきとされた事項等に関し、令和4年4月1日付け総務省自治財政局財務調査課長通知により定めている。 ご意見を踏まえ、インフラ長寿命化基本計画や、骨太の方針・改革工程表で盛り込むべきとされた事項以外の部分に関して、記載事項の簡素化について検討を進めてまいりたい。

見直し時期に係る今後の対応については、ご意見を踏まえて、地方団体の実情に配慮しつつ検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

骨太の方針 2022「4. 国と地方の新たな役割分担」も踏まえ、地方団体の実情に配慮しつつ、記載事項の簡素 化を速やかに検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【川崎市】

「地方団体の実情に配慮しつつ検討」とのことだが、財源の裏付けのある中長期的な経費の見込の作成など、「令和4年4月1日付 公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」で示される「記載すべき事項」および「総合管理計画策定・改訂に当たっての留意事項」において指示している内容の簡素化をお願いしたい。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

公共施設等総合管理計画の記載事項について、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。

また、内容の重複が見られる場合、統廃合等の見直しを行い、計画の見直し期限についても、柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。

【全国町村会】

提案団体の意向を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

計画の記載事項の見直しについて、具体的な方針をお示しいただきたい。地方公共団体の自主性に任せられるような抜本的な簡素化を検討していただきたい。

各府省からの第2次回答

記載事項については、インフラ長寿命化基本計画、骨太の方針・改革工程表等で盛り込むべきとされた事項、公共施設等適正管理推進事業債等の起債の前提となっている事項、その他公共施設マネジメントを適切に実施するに当たって必要となる事項について十分に精査し、その上で簡素化できる記載事項について検討を進めることとする。

見直し時期については、地方からの意見を踏まえ、十分に実情に配慮して検討してまいりたい。

総務省 第2次回答

管理番号

270

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01 土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

国庫補助事業申請等に係る個別施設計画の策定及び変更義務の廃止

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省

求める措置の具体的内容

国庫補助事業(学校施設環境改善交付金)申請および公共施設等適正管理推進事業債の前提としての個別施設計画の策定及び変更義務付けの廃止

具体的な支障事例

国土交通省のインフラ長寿命化基本計画を受けて文部科学省がインフラ長寿命化計画(行動計画)を策定している。令和3年3月に改訂された内容では、個別施設計画について、5年程度での見直しや、見直しの際に重要項目の全ての記載を盛り込むことなどを各管理者に促しているため、策定には多大な事務負担が生じる。文科省においては、個別施設計画の策定が、国庫補助事業(学校施設環境改善交付金)申請の前提条件とされており、また、総務省においては、個別施設計画の策定が、公共施設等適正管理推進事業債の起債の要件とされている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる

根拠法令等

令和3年4月8日3文科施設第 17 号文科省大臣官房長通知、平成 31 年1月8日 30 施施助第 13 号文科省施設助成課長通知、平成 31 年4月2日総務省財務調整課事務連絡

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

千葉市、川崎市、浜松市、豊橋市、京都市、高槻市、八尾市、広島市、熊本市

〇当県においては、全ての市町村で長寿命化計画の策定が完了しているが、策定をする際に、自治体規模が小さく、職員が少ない市町村においては、計画の策定や見直しに人員を割くことが難しいという意見があった。

各府省からの第1次回答

【総務省】

公共施設等適正管理推進事業債は、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる集約化・複合化、長寿命化等、地方自治体における公共施設等の適正管理の取組を支援するために設けられたものである。

この公共施設等総合管理計画に基づき、総合的かつ計画的に公共施設等の適正管理を進めるに当たっては、

中長期的な取組の方向性を定めた上で、個別施設ごとの対応方針を検討し、取組を実施していくことが基本的な考え方であることから、個別施設計画の策定を公共施設等適正管理推進事業債の活用の要件としている。なお、地方分権改革有識者会議「計画策定等における地方分権改革の推進に向けて」(令和4年2月28日)においては、「財政上の特例措置の前提としての計画等については、(略)計画等の策定を求めること自体禁じるべきとまでは考えない」との見解が示されている。

【文部科学省】

インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)に基づき、国や地方公共団体は行動計画を策定するとともに、各インフラの管理者は個別施設計画毎の長寿命化計画(以下「個別施設計画」という。)を策定することとされている。個別施設計画は、厳しい財政状況の中で、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図りながら、施設の機能維持や安全性を確保するための計画であり、メンテナンスサイクルの核となるものである。

このため、地方公共団体を含む公共施設の管理者にとって、個別施設計画の策定やその見直しは、国庫補助事業等の要件設定の有無に関わらず、上記目的の達成のために必要不可欠なものである。さらに、個別施設計画については、「新経済・財政計画改革工程表 2021」(令和3年 12 月 23 日経済財政諮問会議決定)において、令和4年度末までに策定率を 100%とする目標が掲げられているが、学校施設環境改善交付金の対象施設である公立学校施設についてはほぼ全ての地方公共団体において策定されているところであり、その策定に具体的な支障があるとは考えていない。

学校施設環境改善交付金については、厳しい財政状況の中で効果的・効率的な施設整備を図る観点から、個別施設計画の策定状況を踏まえて事業採択等を行っているが、上記の状況や引き続き効果的・効率的な施設整備に取り組む必要性に鑑みれば、個別施設計画の策定状況を考慮しない取扱いをすることは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

事業推進にあたっては、中長期的な方針を検討することは重要であり、1次回答の内容については理解している。当市は既に個別施設計画を策定済みであることから、現時点で要件化に伴う具体的な支障は生じていないものの、現在、公共施設等総合管理計画で行われているように、今後、個別施設計画も同様に、国庫補助等や起債を前提として計画の見直し等を求められた場合には、新たな事務負担が生じるものと想定している。個別施設計画については、既に多くの地方公共団体において策定済の状況であることからすれば、本計画の策定を補助金や起債の要件とすることは実質的には意味を成していないのではないか。本計画の策定自体が元々任意であることも踏まえれば、補助金や起債の要件からは外す、あるいは他の既存の計画で代用するなど、地方の自主性に委ねるべきであると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

地方六団体からの意見

【全国知事会】

国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、政策実施の方法などの見直しを行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

【共通】

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

【総務省】

既に多くの地方公共団体において公立学校施設に関する個別施設計画の策定が進んでいる中、起債を行うた

めの要件を確認する必要があるとしても、当該計画の策定を要件化する必要性はないのではないか。 【文部科学省】

既に多くの地方公共団体において公立学校施設に関する個別施設計画の策定が進んでいること、また、当該計画はあくまで任意であることからすれば、当該計画の策定を補助要件とする必要性はないのではないか。

各府省からの第2次回答

【総務省】

地方自治体は、国が策定したインフラ長寿命化基本計画に基づき、公共施設等総合管理計画を策定することとされており、その上で、各省庁が所管するインフラ類型ごとに、個別施設計画が策定されることとなるのが、国と地方を通じたインフラ老朽化対策の体系である。

公共施設等適正管理推進事業債は、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設等の適正管理の取組を支援するために設けられている仕組であるが、その起債の要件として個別施設計画の策定を求めているのは、個別施設計画に記載されている、当該団体における施設ごとのインフラ老朽化対策の中長期的な方針及び、起債の対象となる個別の施設における集約化・複合化、長寿命化等の施設ごとの対応方針を確認する必要があるからであり、国と地方を通じたインフラ老朽化対策の体系に沿っているものである。

各地方自治体が、中長期的な視点から公共施設等の計画的な集約化・複合化や長寿命化対策等を推進することにより、トータルコストを縮減し、財政負担を軽減・平準化していくことが重要であり、地方自治体が中長期的な取組の方向性を定めた上で、個別施設ごとに公共施設等の適正管理の取組が計画的に実施されているのかを判断するに当たっては、当該施設について、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定を要件とすることは適切と考えるので、ご理解いただきたい。

【文部科学省】

一次回答のとおり、個別施設計画は複合化・集約化等を含む長寿命化対策やトータルコストの縮減・予算の平準化等の中長期的な施設管理の取組の方向性を記載するもので、学校施設等のメンテナンスサイクルの核となるものであり、骨太方針に基づく「新経済・財政計画改革工程表 2021」(令和3年 12 月 23 日経済財政諮問会議決定)においては、その内容充実・更新等を行うべきものとされている。また、地方分権改革有識者会議「計画策定等における地方分権改革の推進に向けて」(令和4年2月 28 日)においても、「財政上の特例措置の前提としての計画等については、(略)計画等の策定を求めること自体、禁じるべきとまでは考えない」との見解が示されている。

厳しい財政状況の中で効果的・効率的な施設整備を図る観点から、学校施設環境改善交付金においても、当該個別施設計画を踏まえた事業採択等を行うべきと考えているところ、各地方公共団体における個別施設計画の策定状況やその記載項目等の状況を踏まえ、現時点では同交付金において個別施設計画の策定状況を考慮する取扱としているものであり、その取扱は適切と考えるので、御理解いただきたい。

他方で、個別施設計画と類似する他の既存の計画が存在している場合には、地方公共団体からの相談に応じ、 当該他の既存の計画で代用可能とする。

総務省 第2次回答

管理番号

280

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11 その他

提案事項(事項名)

市区町村窓口等を介さないマイナンバーカード更新手続の実現

提案団体

宮崎市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

マイナンバーカードの更新は、オンライン(マイナポータル等)またはコンビニのキオスク端末からの申請手続を可能とすること。また、オンラインにより、現に有するカードの写真と更新用写真との認証や、暗証番号確認等を可能とし、更新カードは本人限定受取郵便で送付する等、市区町村窓口等の対面手続に限定せずに更新手続ができるよう、「個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」の住所地市町村の事務所への出頭を求める記載等を改定するとともに、オンライン等でも更新手続ができることを明文化する等、必要な措置を求める。

具体的な支障事例

【現行制度】

マイナンバーカード更新のためには、申請者の本人確認のため、市区町村窓口など対面による手続が必要とされている。

【支障事例】

現状でもマイナンバーカード交付関連手続のために市区町村窓口が混雑している中で、今後、健康保険証や運転免許証等との一体化により、マイナンバーカードの普及・利活用が進めば、カード更新等の手続のために来 庁した方で、更なる窓口の混雑が予想され、市区町村の窓口だけでは対応しきれない恐れがある。

【制度改正の必要性】

個人番号カードの交付等に関する事務処理要領やカード交付に関する法令は、平成 28 年1月から始まったマイナンバーカードの初回交付を想定した内容になっていると思料され、カード普及後を見据えた改正が必要である。

【支障の解決策】

署名用電子証明書のパスワードの初期化・再設定については、専用アプリによる顔認証等により、コンビニのキオスク端末でも手続が可能となった。

マイナンバーカードの更新についても、同様の手法を活用するなど、コンビニやオンラインでも手続ができるようにしていただきたい。

【参考】

当市のマイナンバーカード更新対象者(見込み)

令和4年度 865 人

令和5年度 1,466 人

令和6年度 12,167 人

令和7年度 50.066 人

窓口における一人当たりの手続きに要する時間:15分(申請)+15分(交付)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

マイナンバーカードの更新が、コンビニやオンラインなど、市区町村窓口等を介さずにできるようになることで、利用者の大幅な利便性向上に繋がる。

また行政側についても、窓口対応時間が縮減され、業務の効率化につながる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 17 条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第 13 条の2、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第 29 条、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領第4-3-(1)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、郡山市、水戸市、小山市、桶川市、富士見市、柏市、八王子市、柏崎市、金沢市、山梨県、半田市、豊中市、枚方市、八尾市、富田林市、寝屋川市、西宮市、倉敷市、今治市、高知県、大牟田市、久留米市、熊本市、宮崎県、延岡市

〇マイナンバーカードの利活用が広がると、電子証明書の更新や暗証番号の初期化、再設定等が必要となる市民が多くなる。カードを取得した後の市民サービス向上の声も市民から上がっている現状があるため、非対面化といった手続きの必要な措置を求める。

〇電子証明書を含めた更新は5年ごとに必要である。対面を前提とした現行では、交付件数が多い年度から起算して5年ごとに市の事務量が増え、年度間の業務量の平準化ができない。

市区町村窓口等を介さずにできるようになることで、市民の利便性が向上され、行政側の負担も軽減できる。

〇窓口において、他市にてマイナンバーを作成し、住民異動を行った者のマイナンバーカード関係の手続きなどを追加業務として行う必要があり、提案のとおり、業務量が増加する傾向にある。マイナンバーカードの性質上、個々人が所有していることもあり、住民異動の手続きなど、代表者のみの来庁では対応しきれず、後日の窓口混雑も招いている。

〇当市におけるマイナンバーカードの交付件数は制度の初年及びマイナポイント実施年の2つのピークがある。そのため、令和8年には平成28年にカードの交付を受けた市民の有効期限切れに伴う再交付対応と令和3年にカードの交付を受けた成人の電子証明書更新・未成年の再交付対応が重複し、こうしたケースだけで年間3.5万人の来庁者が見込まれる。また、令和8年にはカードの交付率が現在の倍以上になり、これまで以上の券面更新・暗証番号再設定等の事務が生じることが想定される。庁舎窓口カウンターの構造や統合端末・住基ネット回線の手配を考えると臨時的な窓口増設等による処理能力増強には限界があるため、窓口事務・バックヤード事務に支障をきたすことが懸念される。

〇当市においても、今後、年3万~5万人の更新が見込まれる。顔認証などの課題はあるものの、オンラインやキオスク端末などで手続きが可能となることで、窓口対応時間が短縮され、更新手続きの促進にもつながると考える。

各府省からの第1次回答

マイナンバーカードは、対面やオンラインで安全・確実に本人確認を行うためのツールであり、なりすまし等による不正取得を防ぐため、申請時又は交付時に、市区町村の職員による対面での厳格な本人確認を経て、交付することを原則としている。

本人確認に当たっては、住民票に記載されている申請者の個人識別事項(氏名及び住所又は生年月日)と申請者が提示する本人確認書類に記載された個人識別事項が一致すること、申請者が提示する本人確認書類が偽造されているものでないこと、申請者の顔と新たなマイナンバーカード及び本人確認書類に表示された顔写真が同一人物のものと判断できるか等の確認を行っているところである。有効期間満了によるマイナンバーカードの更新の際には、更新時点での申請者の顔と、新たなマイナンバーカード又は交付申請書及び本人確認書類に表示された顔写真の確認を行う必要があるが、これをオンラインで行おうとする場合、対面と比較して同等以上に正確に確認することは困難であると考えている。

また、マイナンバーカードの交付に合わせて電子証明書の発行が行われることも想定されるところ、電子証明書の発行の際は、市区町村の窓口において対面での本人確認を経て発行することで、国際的な基準(米国立標準

技術研究所(NIST)の認証に関するガイドライン(NIST SP 800-63-3)等)を踏まえて策定されている「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」上、最高位の保証レベルを実現している。仮に自身のパソコンやスマートフォン等を用いて、オンラインで本人確認を行い電子証明書の発行を行う場合、他人には知られてはいけない秘密鍵をインターネット回線に流すというセキュリティ上の問題が生じるところ。また、ガイドライン上も保証レベルが下がってしまうことから、電子証明書の活用範囲が限定されてしまう可能性もある。上記の理由から、オンラインで本人確認を行って、マイナンバーカードの交付や電子証明書の発行・更新を行うことは、現在のところ想定していない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

回答内容は第74回全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会総会(令和3年10月)からほとんど進展がないが、総務省が対面での手続きを必須とするのならば、マイナンバーカード及び電子証明書の更新申請が大量に見込まれる令和7年に向けて、総務省として今後どのように取り組んでいくのかを示していただきたい。国が主導して、新型コロナウイルスワクチン接種会場のような、市区町村の枠を超えた「大規模マイナンバーカード交付(更新)会場」の設置等について検討いただきたい。併せて、それに要する人件費や窓口設置に係る会場借上料、機器の調達費等の財政支援を行っていただきたい。

また、令和6年度末にマイナンバーカードと運転免許証の一体化を開始することや、将来的な健康保険証の原則廃止等を加味した場合に、土日にマイナンバーカード交付(更新)事務を実施する必要が想定される。総務省として市区町村の窓口負担軽減や住民の利便性向上に繋がる具体的な方策を示していただきたい。

さらに、総務省がこれまで行ったマイナンバーカード関係手続にかかる施策について、市区町村へヒアリングやフォローアップを行っていただき、その効果や、市区町村の意見を確認いただきたい。例えば、郵便局において電子証明書の発行や更新ができるよう法改正が行われたが、アクセスポイントとして郵便局を位置づけるのであれば、市区町村ごとに対応させて財政措置するのではなく、国が主導して、全国2万局全ての郵便局で一律に対応できるように措置をすべきではないか。加えて、郵便局をアクセスポイントとした理由及び郵便局以外のアクセスポイントを今後どのように増やしていく計画なのかもお示しいただきたい。

么	府省か	らの笙	1次同	コダを	啓主え	た追加	井同提	案団体:	から	ത	貝包	弨
T -	m = n	5) VJ 50	1 1/4 1		$\mathbf{L} \mathbf{H} \cdot \mathbf{A} \cdot \mathbf{A}$	/_ 14 //4	ᅜᄗᄞᄺ	未凹冲	<i>ו</i> טינ <i>ו</i>	\mathbf{v}	7T. F	17

地方六団体からの意見

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

マイナンバーカードの新規発行時に厳格な本人確認を行っているにもかかわらず、更新時に改めて同等の本人確認を行うことが必要である理由をお示しいただきたい。

マイナンバーカード更新時の本人確認について、カード利用者や地方公共団体の負担軽減のため、最新の技術を活用又は応用するなどして、本人確認を対面だけでなくオンラインでも可能とすることを目指すべきではないか。

各府省からの第2次回答

マイナンバーカードは、対面に加え、オンラインでも行政手続・民間取引の際の本人確認を確実に行うことができるトラストアンカーとなる本人確認書類であることから、18歳以上は10年、18歳未満は5年の有効期間が満了した更新時においては、本人が実在していることや更新後のカードに表示される顔写真の真正性を改めて確実に確認するため、窓口における対面での本人確認を実施することにしている。

これをオンラインで実施する場合、顔写真付き本人確認書類の偽造やディープフェイク等によるなりすましの可能性を排除できないことから、対面と比較して同等以上に正確に本人確認をすることは困難である。顔認証技術と顔認証技術への不正な対抗技術に係る動向については引き続き注視してまいりたいが、現時点においては、更新時においても対面での本人確認が必要と考えている。

令和7年度以降に電子証明書の大量更新が見込まれることは認識しており、その事務処理を行う体制を構築することができるよう、市町村の負担軽減を図ることは重要であると考えており、本人確認や交付・不交付の決定以外の事務(統合端末を用いたシステム上の交付処理やカード廃止処理等)については、民間事業者に委託できる範囲を拡大するなど、引き続き市町村の負担軽減に向けて取り組んでまいりたい。

また、住所地市町村以外の市町村の職員が本人確認・申請受付を行うことについては、現在、住民票のある市町村以外に居住している東日本大震災の避難者や企業等の法人・団体に職員が出張する場合等に可能としているが、住民にとっての利便性向上の観点から、商業施設等の広域から人が集まりやすい場所で出張申請受付を行う場合において可能とすることについても検討を進めてまいりたい。

加えて、電子証明書の発行・更新を可能としている郵便局への事務の委託についても、窓口混雑の緩和に資するものと考えており、まずは郵便局への委託についてより多くの団体に行っていただけるよう、引き続き日本郵便株式会社とも連携して取り組んでまいりたい。

なお、ご指摘の郵便局を「アクセスポイント」とした理由については、

- ・地方公共団体の長は、郵便局に対する一定の関与が可能とされていること
- ・郵便局の職員には秘密保持義務が課されており、罰則の適用については法令により公務に従事する職員とみなされていること
- ・これまで住民票の写しの交付に係る事務等、地方公共団体から受託して公的サービスを提供してきた実績があること

などを踏まえたものであるところ。

総務省 第2次回答

管理番号

287

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11 その他

提案事項(事項名)

国所管機関の市県民税特別徴収分の納付方法変更

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、財務省

求める措置の具体的内容

国所管機関からの市県民税の特別徴収分の納付方法を共通納税システムを活用した納付方法へ変更する。

具体的な支障事例

国所管機関からの市県民税の特別徴収分の納入について、国所管機関独自の方法(ADAMS II による市町村の口座へ直接振込)で行われており、ADAMS II の仕組みからダウンロードした納入情報の通知で期別や税目などを確認し、最後に市町村側で印刷しておいた納入書を使って消込作業を行っている。民間の事業所や地方公共団体などの納入は当市から送付した納入書を使用するか共通納税システムを利用して入金されるため、ADAMS II による納入の際に発生する納入情報の通知のダウンロード作業、内容の確認、市町村側で印刷しておいた納入書の変更作業(退職・転勤・所得の更正等に伴うもの。なお、紙の納入書を利用される場合には、手書きで書き直しを民間の事業所や地方公共団体などの納入元が行っている。)が不要である。そもそも国として、市県民税の特別徴収分を共通納税システムを使って電子納付する事を推し進めているのであれば、国所管機関からの市県民税の特別徴収分の納入を共通納税システムを活用したものへ変更していただきたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

共通納税システムを活用した納入を行えば、税目や期別、給与所得分か退職所得分かなどがはっきりした情報で紐づけされ入金されるため、国所管機関独自の納入情報の通知のダウンロード作業や内容の確認及び市町村側で印刷しておいた納入書の変更作業が不要となる。また、口座に入金されたものを市町村で作成した納入書を使って情報を付与しているが、その納入書を作成する必要が無くなるため、様式の購入費や印刷経費が削減できる。

当市での件数は、年間 15 機関程度×12 か月分=180 件程度であり、全て市の口座へ入金されたのち、市で発行した納入書で消込作業を行っており、恒常的に対応が発生している。共通納税システムを活用した納入を行えばこれらが全て不要となる。

根拠法令等

支障の原因ではないが、参考根拠法令 地方税法第321条の3、第321条の4

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、いわき市、ひたちなか市、川越市、桶川市、千葉市、八王子市、相模原市、横須賀市、高岡市、浜松市、名古屋市、豊橋市、城陽市、高槻市、出雲市、広島市、山陽小野田市、周防大島町、高松市、松山市、八幡浜市、東温市、熊本市、宮崎市、鹿児島市

- 〇当市での件数は、年間 80 機関程度×12 か月分=960 件程度あり。
- 〇当市において、賛同する理由として「別途会計課を経由する間接的な納付」、「官庁会計システムを利用した 税額の確認」の2点がある。

1点目の「別途会計課を経由する間接的な納付」に関しては、一度某官庁において、給与の支払と退職金の支払が異なるという理由で納付時期にずれが生じるという事態があった。当市では住民税担当と出納担当が異なる課で作業をしており、該当課同士での処理が滞る事態となった。このような納付方法を採用しているのは国の機関のみである。

2点目であるが、「官庁会計システム」を利用して事前の税額の確認をしなければならない。この時に問題が無ければそのまま納付を受け入れる形になるが、不明な金額を記入している機関を目にする。大体の場合正しい税額で入ってくるので問題はないが、実際に異動等があった場合と見分けがつかず、確認作業等で時間がかかっている。

○国所管機関からの市県民税の特別徴収分の納入について、国所管機関独自の方法(ADAMS II による市町村の口座へ直接振込)で行われており、ADAMS II の仕組みからダウンロードした納入情報の通知で期別、税目、納入額などを確認し、1件ごとに消込データを作成して消込作業を行っている(退職所得分については、納付書を作成して指定金融機関経由で消込データを作成)。民間の事業所や地方公共団体などの納入は当市から送付した納入書を使用するか共通納税システムを利用して入金されるため、ADAMS II による納入の際に発生する納入情報の通知のダウンロード作業、内容の確認、消込データの作成、納付書作成が不要である。

月当たり140件程度の納付があり、納付額の確認・消込データの作成に多くの時間要している。国所管機関からの市県民税の特別徴収分の納入を共通納税システムを活用したものへ変更していただければ事務作業の軽減が図れる。

〇現実に市町村の事務の遂行に支障があり、手法を変更することで改善されるのであれば、検討いただきたい。

〇当市においても提案団体と同様に、印刷した納入書を使って消込作業を行っている。

ADAMS II ではなく、共通納税システムを通して納入を行うことで、消込作業の効率化及び紙の済通の保管場所の削減など、行政事務に関して改善が見込まれる。

〇当市においても対応に支障が生じている。件数は令和4年5月現在、月間で 500 件を超えており、金融機関からも受入に難色を示されるケースも発生している。

令和5年度に予定される地方税共通納税制度における賦課税目拡大の背景には、金融機関における受入業務の負担軽減も深く関係しており、放置することができない問題であると考える。

- 〇当市においても国機関が使用する ADMS II とその他事業所等が使用する共通納税システムの両方での収納作業を行っている。国機関等が共通納税システムを利用しての納入となれば、事務量の縮減につながる。
- 〇共通納税システム(eLTAX)を活用した納入については、電子データを取込むことで消込作業が行えることから 非常に有用である。

当市の国所管機関からの納付件数は概ね月 250 件×12 か月 = 年間 3000 件程度発生しており、都度納入書を作成し消込作業を行わなければならず、非効率な事務となっている。

国が推奨している共通納税システムを、国所管機関が活用することで、収納消込業務の効率化が期待できる。 〇当市でも入金機関や内容確認に苦慮しています。入金した機関や税目等の情報が共通納税システムにより 事前に通知されれば、対応にかかる作業が効率化できます。

〇当市でも、国所管機関からの市県民税特別徴収分の納入は市の口座へ入金され、約70機関×12カ月で年間約840件の取扱いがある。官公庁会計システムで納入情報を確認してどの機関からの入金分か突合し、当市発行の納付書により消込処理を実施しているが、納入情報の突合作業にかなりの時間を要し、また退職や異動等により金額が変更されて入金されることも多々あり納付書の金額訂正作業も必要なことから、入金日のうちに消込みができず公金化が遅れてしまう事態も発生している。国所管機関からの納入に地方税共通納税システムを利用することにより、それらの消込業務が不要となり迅速な公金化が可能となることから、当市のみならず全国の市町村において消込業務の効率化が可能となる。

また、当市指定金融機関より、公金収納に係る手数料等の費用負担について具体的な要望を受けているが、国 所管機関からの特別徴収分の消込についても納付書により消し込むため費用負担の対象となり、地方税共通 納税システムの利用料よりも高額となる見込みであることから、地方税共通納税システムを利用した納入方法 に変更することにより費用負担の削減も可能となる。

令和4年3月29日付総務省通知(総行行第85号・総税企第35号)「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い等について(通知)」においても、公金収納等事務のデジタル化による効率化・合理化と併せて、現時点における公金収納等事務についての適正な費用負担となるような見直しを行うよう助言されており、地方税共通納税システム利用による業務効率化は、国の方針に沿った取り組みである。

〇当市においても同様の方法で消込作業を行っている。従前の方法の場合、納入書を金融機関の窓口に持ち込んだ日が領収日(納入日)となるため、市町村側の確認作業が遅れると「実際に口座に入金された日」と領収日が大きくずれることになる。領収日が納期限を過ぎると、延滞金が発生する可能性が生じる。共通納税システムであれば納入書を使って消し込むという手続きが省略でき、システムでの納入日が領収日となるため、市町村側の作業の遅れによる延滞金発生の可能性はなくなる。

〇当市でも同様の事例が約 600 機関×12 か月分発生しており、各機関への消込処理に膨大な事務処理時間を要している。

〇当市も同様に、国所管機関独自の方法(ADAMS II)により、国所管機関からの振込が別段口座ある。口座に入金されたものを当市で作成した納付書により消し込み作業を行っていることから、納入情報の確認から納付書作成までに時間を費やしている。また、賦課当初に1年間の納付書を送付しているにもかかわらず、その納付書は使用されず、当市で改めて納付書を作成することになり無駄が発生している。件数は、年間約2,400件(約200件/月×12ヶ月)。

OADAMS II から送信される入金情報を確認及び必要に応じて修正後、官公庁より入金された内容との突合せを毎月300件以上行っている。その作業に時間がかかるため、消込されるまでにも時間がかかってしまい、大変な労力がかかっている。

○当市の場合、同一機関が複数回に分けてADAMS II の手続きを行うことがあり一月あたり約 200 件の処理を行っている。

ADAMS II の場合、異動届の提出漏れにより賦課額と納付金額に差が生じることが多々あるが、共通納税システムであれば異動届の提出も可能である。

また、指定番号の記載誤り等も多く、事業所の特定に時間を要している。

加えて、地方検察庁においては、正職員はADAMS II の帳票、非常勤職員は別システムでの帳票となっており、帳票が同日に届かないことも多く、消込作業に数日要することもある。

○現在、国所管機関からの市県民税特別徴収分について、ADAMS II からダウンロードしたデータと口座に入金された明細データを突合し、納入書を作成しております。提案団体のご意見とおり、国所管機関についても共通納税を利用してもらえれば、突合作業や納入書出力作業の人件費、納入書様式作成経費など削減ができます。

〇当市においても同様の支障が生じているため、国所管機関が共通納税システムを活用する際、例えば管理 番号の入力漏れがあった場合、市町村側で補記する必要が生じるなど、かえって事務負担が増加することとな るため、正確な操作をお願いしたい。

各府省からの第1次回答

提案いただいた内容に関しては、地方自治体職員の業務効率化に資することから、共通納税システムを活用した納付方法の変更に向けて、今後、関係機関(デジタル庁、総務省、財務省等)において提案内容にかかる課題整理や具体的な実現方策について検討を進めてまいります。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

既存のシステムを活用することで、地方自治体の事務がより効率的となる事や国全体で見た行政コストの削減や行政手続きの効率化が実現できるため、積極的な検討をお願いしたい。また、「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について(令和4年4月1日総税企第23号総務大臣通知)」に、「各地方団体においては、職員に係る源泉所得税及び個人住民税(給与所得及び退職所得に係る特別徴収分)の納付について、e-Tax及びeLTAXを利用することにより会計担当課等や指定金融機関における事務の効率化に繋がることから、積極的な利用に取り組んでいただきたいこと」とある様に、共通納税システムの利用を地方自治体へ促している状況であるため、まず率先して国から利用していただきたい。

共通納税システムの利用拡大は国全体の課題と捉えられており、今回の提案についてもこの解決に資するものと考える。これらのことを踏まえ積極的な検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【八王子市】

国が推奨している共通納税システムを国所管機関が活用することで、収納消込事務の効率化が期待できる。そのため、共通納税システムを活用した納付方法への変更の早期実現を求める。

また、今後の検討状況や進捗に関しては、随時情報提供を行っていただきたい。

【名古屋市】

「規制改革実施計画(令和3年6月 18 日閣議決定)」では、「総務省は、地方公共団体と指定金融機関等の収納業務の効率化・電子化を進める観点から、経費負担の見直しなど、地方公共団体に対応を促す」こととされている。

当該提案の検討にあたっては、これらの観点を踏まえ、地方自治体職員の業務効率化だけでなく、指定金融機関等の収納業務の効率化・電子化の観点からも実現が望まれるものであることに留意いただいたうえで進めていただきたい。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

御意見も踏まえ、今後、関係機関(デジタル庁、総務省、財務省等)において提案内容にかかる課題整理や具体的な実現方策について検討を進めてまいります。

総務省 第2次回答

管理番号

289

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11 その他

提案事項(事項名)

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」における、マイナンバー利用事務系への接続にかかる規制緩和

提案団体

東京都

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」における、マイナンバー利用事務系への接続にかかる規制を緩和し、テレワーク及び無線接続においても利用を可能とすること。

具体的な支障事例

【現在の制度】

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」により、マイナンバー利用事務系のシステムに接続が許される環境は、各自治体庁内及び有線接続に限定され、テレワークにおける接続や無線接続は禁止となっている。

【支障事例】

税務職員が行う事務は税務情報を取り扱うものが大半であることから、マイナンバー利用事務系のシステムにアクセスするために、庁舎への出勤をせざるを得ず、全くテレワークを行うことができない。また、無線接続が禁止のため現地調査時にオンラインでの確認ができない。

例えば、現地調査中に土地の評価内容などを確認したい場合や、調査にて判明した事実、調査中に受け付けた 納税者の申告について、システムに記録したい場合があったとしても、マイナンバー利用事務系内の税務情報 システムに接続し、閲覧・記録することができないことから、帰庁後に調査結果をまとめて評価内容の確認や調 査結果の記録、申告の反映をすることになり、事務効率及び納税者サービスがかなり劣る。

さらに、固定資産税(土地)評価事務では、1回の現地調査で多くの土地の利用状況などを確認するが、必要な情報は全て紙に打ち出して持ち出しており、ペーパーレスが実現できていない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

税務システムの庁舎外での活用が可能になることにより、出張先における納税者からの問合せや追加で生じた 調査事項に対し、庁舎に持ち帰っての確認や、再度の訪問をすることなく、きめ細かい対応が可能になり、納税 者サービスの向上に資する。

また、現在は、出張で用いる調査票を紙で出力し、現地で記入した上で、帰庁後に税務システムに調査結果を入力する作業が生じているが、直接入力できることで二度手間が生じず、事務の効率化に資する。

根拠法令等

地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン

宮城県、川越市、富士見市、豊田市、長岡京市、兵庫県、佐世保市、宮崎県

- 〇当市においてもテレワークを阻害する要因の1つに、マイナンバー利用事務系の業務担当課において、システムへの接続ができないことがある。マイナンバー利用事務系、特に税務システムにおいては住民対応せずに行う業務が多いため、効果が期待できる。
- 〇将来的に事務のペーパレス化や事務室のフリーアドレス化等による業務改善を検討しており、実現のためには全ネットワークの無線化が必要である。マイナンバー利用事務系の無線接続ができない場合、その関連部署では無線化できず、事務改善を実現できない。
- 〇番号利用事務系ネットワークについて、閉域 LTE 網や WPA(Enterprise)等、高いセキュリティを確保した上で、各団体の判断により無線接続を行うことは問題ないと考える。(想定しうる支障事例)臨時の執務室での書類審査等の対応を行う場合、有線 LAN の敷設等が必須となる。

各府省からの第1次回答

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」は各地方公共団体が情報セキュリティポリシーの策定や見直しを行う際の参考として、情報セキュリティポリシーの考え方及び内容について解説したものである。したがって、本ガイドラインで記述した構成や例文は、参考として示したものであり、各地方公共団体が独自の構成、表現により、情報セキュリティポリシーを定めることや、策定した情報セキュリティポリシーに基づき、独自のセキュリティ対策を行うことを妨げるものではない。

各地方公共団体が定める情報セキュリティポリシーに基づき、適切なセキュリティ対策を行っていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の位置づけについては理解できるものの、本ガイドライン内で明確に不可と規定されていることにより、各自治体では無線LANの活用余地がないものと考えざるを得ず、各自治体の独自のセキュリティ対策が阻害されている。

本件について、各自治体の運用次第で活用余地があるのであれば、その旨を本ガイドライン内に明記いただくなど、各自治体が本ガイドラインの主旨を踏まえ、それぞれの状況に応じて適切にセキュリティ対策を検討・実施できるよう、ガイドラインの記載について、引き続き改善に向けたご検討をお願いしたい。

また、活用にあたっての技術的な要件など、セキュリティ対策における留意点があれば、ぜひご教示いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和4年3月版)第1章本ガイドラインの目的等」において、「地方公共団体における情報セキュリティは、各地方公共団体が保有する情報資産を守るにあたって自ら責任を持って確保すべきものであり、情報セキュリティポリシーも各地方公共団体が組織の実態に応じて自主的に策定するものである。本ガイドラインは、各地方公共団体が情報セキュリティポリシーの策定や見直しを行う際の参考として、情報セキュリティポリシーの考え方及び内容について解説したものである。したがって、本ガイドラインで記述した構成や例文は、参考として示したものであり、各地方公共団体が独自の構成、表現により、情報セキュリティポリシーを定めることを妨げるものではない。」と記載しているところであり、本ガイドラインは各地方公共団体が独自の構成、表現により、情報セキュリティポリシーを定めることや、策定した情報セキュリティポリシーに基づき、独自のセキュリティ対策を行うことを妨げるものではない。各地方公共団体が定める情報セキュリティポリシーに基づき、適切なセキュリティ対策を行っていただきたい。

総務省 第2次回答

管理番号

290

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11 その他

提案事項(事項名)

一の公の施設に同時に二以上の指定管理者の指定が可能であることの明確化

提案団体

東京都

制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

指定管理者制度の運用について、各施設の状況等に応じ、一の公の施設に、同時に二以上の指定管理者を指定することが可能であることを明確化してほしい。

具体的な支障事例

【現在の制度】

指定管理者の指定については、「指定管理者制度のすべて制度詳解と実務の手引【改訂版】」(第一法規、2009)123 頁によると、指定管理者制度は、『一の公の施設について、同時に二以上の指定管理者を指定することは原則として適当ではない。しかしながら、一の公の施設が複数の機能を併せ持つような場合に、同時に二以上の指定管理者を指定することが管理の効率化につながると判断され、施設の管理責任についても明確に区分することができるのであれば、同時に二以上の指定管理者を指定することも法律上排除されていない。』とされている。

しかしながら、このことに関する取扱い等が通知等で明確に示されていないため、「一つの公の施設が複数の機能を併せ持つ場合」でなければ、一の公の施設で同時に二以上の指定管理者を指定することが出来ないという解釈が生じてしまう。

【支障事例】

平成 29 年の都市公園法改正で公募設置管理制度(以下、「P-PFI」という。)が創設され、飲食店、売店等の公園利用者の利便向上に資する公募対象公園施設の設置と、その収益を活用した周辺の園路、広場等の特定公園施設の整備改修等を一体的に行う者を公募により選定できることとなった。

この特定公園施設の管理については、国土交通省のガイドライン(都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン)によると、公募対象公園施設を設置・運営する P-PFI 事業者を指定管理者とすることが可能で、一体的に管理することが公園の魅力増進や利用者の利便の向上につながるとされている。

しかし、既に別の指定管理者が管理している公園の一部に新たに P-PFI を導入する場合、複数の機能を併せ持たないため、1施設1指定管理者の原則から、P-PFI 事業者を個別に指定管理者に指定することが困難となり、特定公園施設と公募対象公園施設の一体的管理による効果が発揮できない状況が生じてしまう。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

各自治体や各施設の状況に応じて、複数の機能を併せ持たない場合でも1施設に複数の指定管理者を指定することが可能であることが明確になれば、P-PFIのような民間活力活用による公園の魅力増進や利用者の利便向上を一層推進することが可能となる。

また、管理運営状況評価を各指定管理者ごとに行うことにより、それぞれ特色のある施設の適切な PDCA を実施することが可能になるなど、P-PFI 事業の魅力的な都市公園の創出や利用者サービスの向上という事業効果を十分に発揮することができると見込まれる。

根拠法令等

地方自治法、都市公園法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、宮城県、長野県、京都市、兵庫県、高松市、熊本市

〇当県の県立都市公園における P-PFI 制度の導入事例はないが、今後、民間活力の積極的な導入を図ることとしており、より柔軟な公園管理のあり方として、提案内容については、概ね賛同。

〇当課においては、所管しているのが地域の拠点施設という性格上、地域運営組織以外に指定管理をさせることは考えていないところであるが、制度として複数の指定管理者を指定することについては、市の所有施設全体を考えた場合に利便性の向上につながることも期待される。

各府省からの第1次回答

平成 15 年9月2日国都公緑第 76 号国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長通知「指定管理者制度による都市公園の管理について」(以下「本通知」という。)の第1項において、都市公園の全体又は区域の一部の管理を指定管理者に行わせることができると定めている。

また、本通知の第4項に基づき、例えば、PFI事業者が事実行為として整備した公園の一部を、指定管理者制度により当該 PFI事業者に管理させることができる。

本通知においては、既に指定管理者による管理が行われている公園(又はその一部の区域)について、既存の指定管理者との管理区分を明確にできる場合、当該区域の一部を第三者が指定管理者として管理することは妨げられていないところであり、ParkーPFI 事業を行う場合も同様である。よって、既に指定管理者制度により管理されている公園の一部を、ParkーPFI 事業者が事実行為として整備している場合について、当該 ParkーPFI 事業者が指定管理者制度により当該区域を管理することも可能である。

一方で、一の公の施設について同時に二以上の指定管理者を指定することについては、原則として適当ではないものの、各地方公共団体において、同時に二以上の指定管理者を指定することが管理の効率化につながると判断され、施設の管理責任についても明確に区分できるのであれば、地方自治法上排除されていないところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

総務省及び国土交通省から平成 15 年9月2日国都公緑第 76 号国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長通知「指定管理者制度による都市公園の管理について」の解釈として、「既に指定管理者による管理が行われている公園(又はその一部の区域)について、既存の指定管理者との管理区分を明確にできる場合、当該区域の一部を第三者が指定管理者として管理することは妨げられていないところであり、Park - PFI 事業を行う場合も同様である。」との回答が得られたことから、この解釈を十分に参考とし、指定管理者制度を運用していく。なお、上記の旨を通知等により改めて地方公共団体へ周知願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

地方六団体からの意見

【全国知事会】

現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

各府省からの第2次回答

今後、既に指定管理者による管理が行われている公園(又はその一部の区域)について、既存の指定管理者との管理区分を明確にできる場合、当該区域の一部を Park — PFI 事業者等の第三者が指定管理者として管理することも可能である旨、通知により地方公共団体への周知を図ってまいりたい。